

行田市地域福祉推進計画

第4期行田市地域福祉計画・
第4期行田市地域福祉活動計画
令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

誰もお互いに支えあい、
自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田

令和 年 月

行田市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉について	2
3 地域福祉に関わる国の動向	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	10
第2章 地域福祉を取り巻く行田市の現状と課題	11
1 行田市の現状	11
2 地域福祉に関わる市民の声	24
3 地域福祉に関わる行田市の課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	39
3 施策体系	40
第4章 施策の展開	41
(1)地域での相互理解の啓発と交流の促進	41
(2)地域での住民同士の支えあいの仕組みづくり	43
(3)ボランティア団体、NPOへの支援の充実	47
(4)地域福祉を支える担い手の育成	49
(5)相談支援体制の拡充	51
(6)福祉サービスの推進	53
(7)福祉サービス提供の促進	57
(8)権利擁護の推進	59
(9)成年後見制度の利用促進 【成年後見制度利用促進基本計画】	61
(10)再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】	63
(11)重層的支援体制整備事業の推進 【重層的支援体制整備事業実施計画】	65
(12)社会参加の推進	75
(13)身近な地域における福祉活動の推進	77
(14)地域の安心・安全体制の充実	79
(15)人にやさしい環境づくり	81
第5章 地区における取組の方向性	84
1 小地域福祉活動の推進について	84
2 地区別の活動計画	84
第6章 計画の推進	85
1 推進体制	85
2 計画の進行管理	85
資料編	86

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化が進み、家族や地域における住民同士のふれあいや助け合い、つながりが希薄になっています。

このことは、地域に増加する高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者の社会的孤立をもたらすとともに、これまでは家族や親族に支えられることの多かった認知症の方など判断能力が十分でない方への支援が行き届かない状況をもたらしています。また、地域では、子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、子どもが家族の世話などで負担を強いられているヤングケアラー、犯罪や非行からの立ち直りを目指すものの、頼れる人や居場所がない方など、複雑化・複合化した課題を抱える世帯や個人が増えています。

わが国の福祉は、1980年代以降、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などを中心に制度化が行われ、現在では、それぞれの分野における福祉の制度は発展し、専門的な支援が提供されるようになってきています。しかし、個々の福祉が発展していく一方で、地域の中での助け合いで行われてきた支援体制が弱くなり、いざという時に専門的支援につなげていた見守りの目も少なくなっています。そして、このような縦割りの分野別での福祉だけでは複雑化・複合化した課題を解決することは難しく、このような制度の狭間の課題を解決していくことを目指す地域福祉の更なる推進が求められています。

本市では、令和6(2024)年度を目標年度とする行田市地域福祉推進計画(第3期行田市地域福祉計画・第3期行田市地域福祉活動計画(以下「第3期計画」という。))の期間満了に伴い、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応していくため、計画を見直し、新たな行田市地域福祉推進計画(第4期行田市地域福祉計画・第4期行田市地域福祉活動計画(以下「本計画」という。))を策定することとしました。

また、関連施策のより一層の連携を推進する観点から、地域福祉と関わりの深い「行田市重層的支援体制整備事業実施計画」、「行田市成年後見制度利用促進基本計画」、「行田市再犯防止推進計画」を包含して、本計画を策定します。

2 地域福祉について

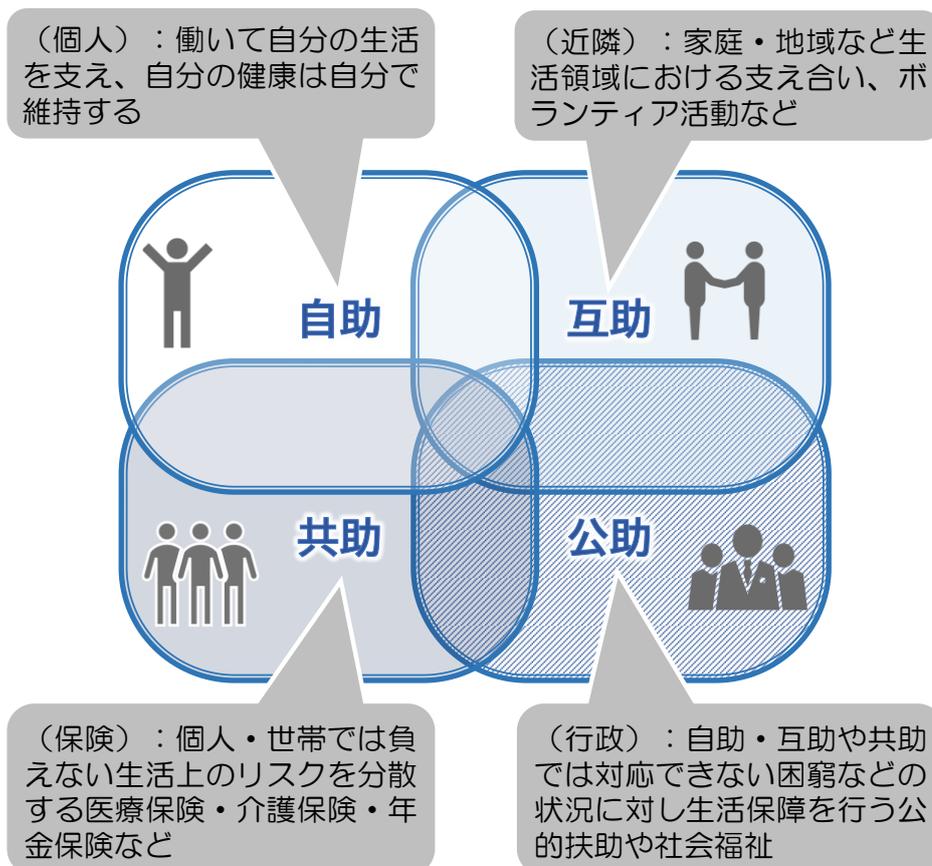
<地域福祉とは>

子育てや病気、介護など、生活の中での困りごとは、福祉の専門の人達の協力を得なければ解決できないことがある一方で、まわりの人の少しの手助けで解決できることも少なくありません。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら、解決に取り組み、地域をより良いものにしていくとする考え方です。

<自助・互助・共助・公助の考え>

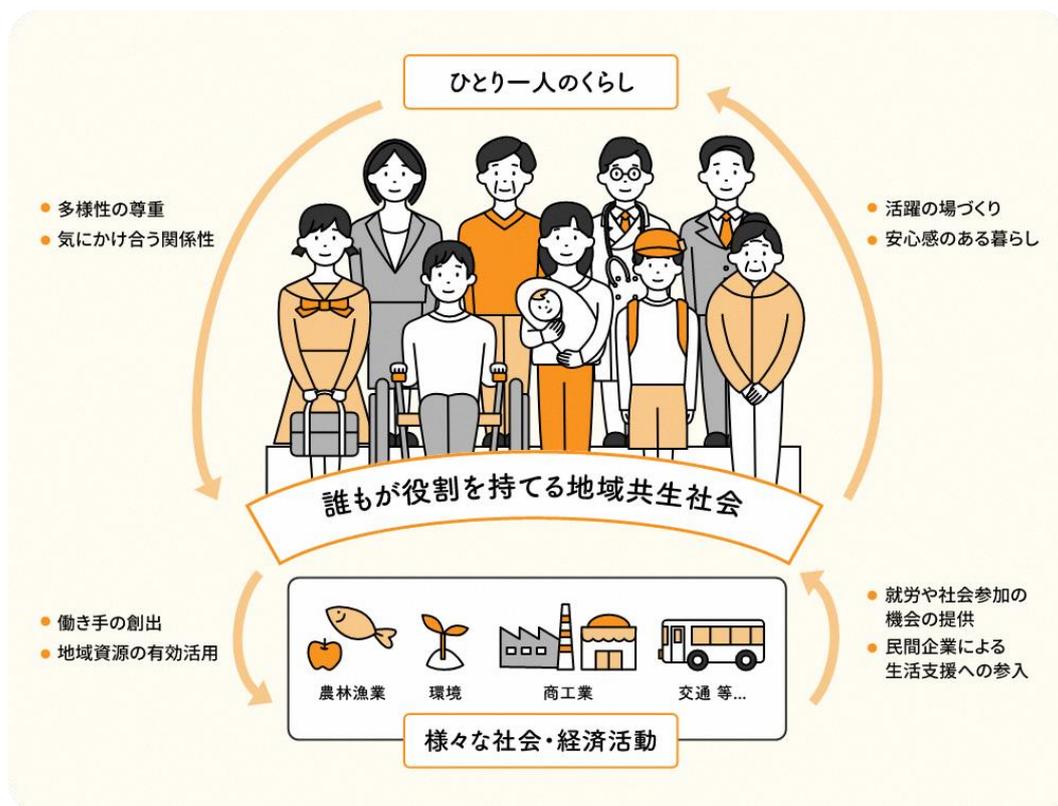
地域福祉を進める上で重要となるのが、自助・互助・共助・公助による支え合いの考え方です。一人ひとりの努力(自助)、地域住民同士の支え合い(互助)、公的な制度(共助)や福祉サービスや支援(公助)の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。



<地域福祉が目指す地域共生社会について>

地域福祉は「地域共生社会」を目指す取組です。

「地域共生社会」とは、同じ地域で暮らす一人ひとりが、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政や資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。



出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

3 地域福祉に関わる国の動向

年	国の動き
平成 27(2015)年	<p>「生活困窮者自立支援法」施行</p> <p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる「第2のセーフティネット」として、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等を行う。</p>
平成 28(2016)年	<p>「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定</p> <p>子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱。</p>
平成 30(2018)年	<p>「改正社会福祉法」施行</p> <p>地域福祉の理念を規定。支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。</p> <p>また、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることを規定。</p>
令和 3 (2021)年	<p>「改正社会福祉法」施行</p> <p>平成 30 年に任意だった、包括的に提供される体制の整備に関する事項を、計画に盛り込むこととされた。</p> <p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための一手法として、重層的支援体制整備事業が創設された。</p>

4 計画の位置づけ

(1)地域福祉計画

行田市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられた行政計画です。

令和3(2021)年4月1日施行の社会福祉法においては、第107条第1項第五号が改正され、「市町村地域福祉計画」において「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に策定するよう努めることとされています。

本計画は、行田市全体の基本方針である行田市基本構想の下、市の福祉分野の計画の上位計画として、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など、様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図ります。そして、共通の理念に基づき、市民と多くの関係機関との協働により、「地域共生社会」の実現を目指し、市民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための指針として位置づけます。

(2)地域福祉活動計画

行田市地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を営業者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

行政の地域福祉の指針である「地域福祉計画」と、地域福祉に関わる個人・組織の具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進という同じ目的に向けて策定する計画であるため、連携・整合を図ることで、効果的に地域福祉の推進を図ることができます。本計画では、地域福祉の一層の向上を目指し、両計画を一体的に策定しています。

(4)重層的支援体制整備事業実施計画

令和3(2021)年4月1日施行の社会福祉法においては、第106条の4において、「重層的支援体制整備事業」について規定され、第106条の5では、本事業を実施するときに、市町村は事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしています。

重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化する地域住民の課題に対応する目的で、既存の相談支援の取組を生かしつつ、包括的な支援体制を構築するために創設された事業です。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

地域福祉計画・地域福祉活動計画との一体的策定により、重層的支援体制整備事業実施計画を包含しています。

(5)成年後見制度利用促進基本計画

行田市成年後見制度利用促進基本計画は、平成28(2016)年5月施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、市の成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めていくことで、地域で誰もが自分らしく暮らし続けるためのシステムの整備を進めます。

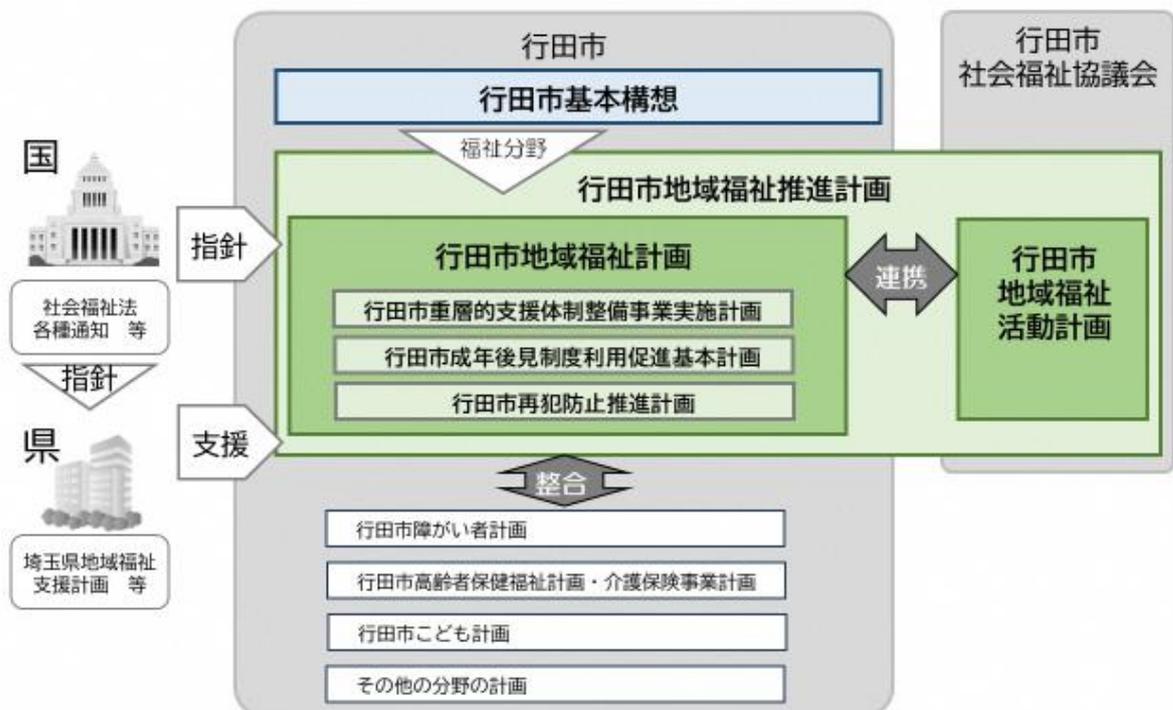
地域福祉計画・地域福祉活動計画と新たに一体的に策定することにより、成年後見制度利用促進基本計画を包含することとします。

(6)再犯防止推進計画

行田市再犯防止推進計画は、平成28(2016)年12月施行の再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、再犯の防止等に関する施策推進のための計画です。

罪を犯した人の中には、出所時に住居や就労先がない人や生活が不安定な人、高齢者や障がい者などの福祉的支援が必要な人がいます。そのような人が孤立せず、社会復帰するための支援を進めます。

これまでも再犯防止推進施策を定めていましたが、再犯防止推進計画を地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策定することとします。



社会福祉法（抜粋：地域福祉計画について）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

社会福祉法（抜粋：社会福祉協議会について）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（抜粋：重層的支援体制整備事業実施計画について）

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の45第2項第一号から第三号までに掲げる事業

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第三号に掲げる事業
- ハ 子ども・子育て支援法第59条第一号に掲げる事業
- ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の45第1項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - 介護保険法第115条の45第2項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第59条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定することも家庭センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

- 第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋:成年後見制度利用促進基本計画について)

(市町村の講ずる措置)

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋:再犯防止推進計画について)

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

5 計画の期間

計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
行田市基本構想	基本構想 (令和5年度～令和9年度)				基本構想 (令和9年度～)			
行田市地域福祉推進計画 (行田市地域福祉計画・ 行田市地域福祉活動計画)	第3期		第4期(令和7年度～令和11年度) 以下の計画を地域福祉計画と一体的に策定 行田市重層的支援体制整備事業実施計画 行田市成年後見制度利用促進基本計画 行田市再犯防止推進計画				第5期	
行田市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第8期	第9期(令和6年度～令和8年度)			第10期(令和9年度～令和11年度)		第11期	
行田市障がい者計画	第4期	第5期(令和6年度～令和11年度)					第6期	
行田市子ども・子育て支援 事業計画	第2期							
行田市こども計画			(令和7年度～令和11年度) 行田市子ども・子育て支援事業計画を 一体的に策定				第2期	

第2章 地域福祉を取り巻く行田市の現状と課題

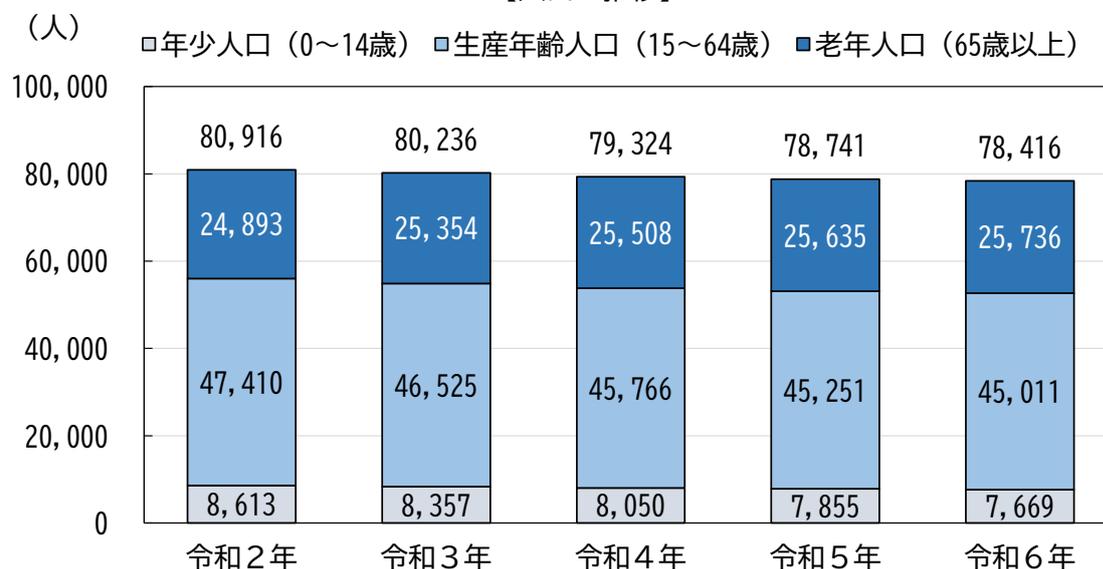
1 行田市の現状

1-1 人口・世帯の動向

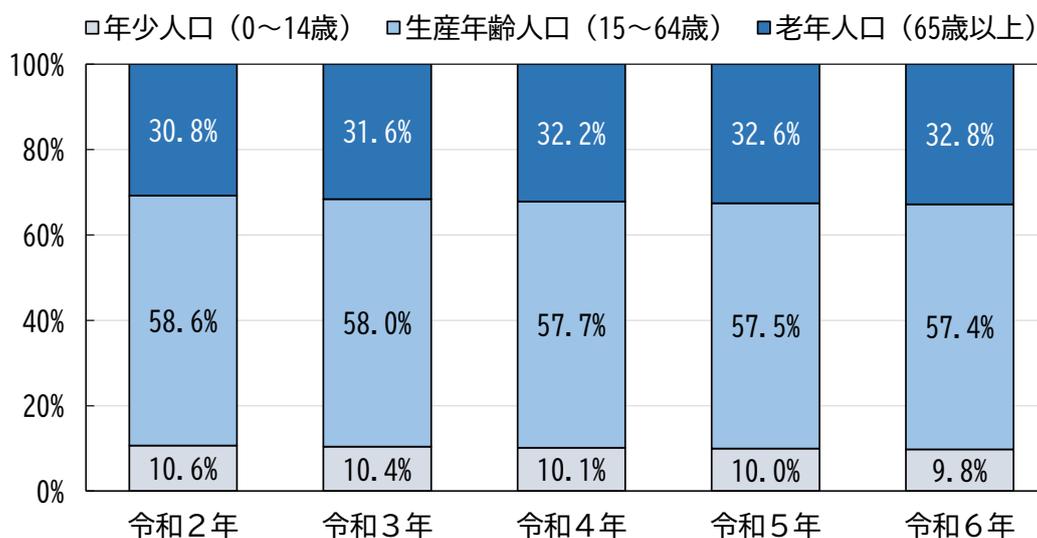
① 人口・年齢区分別人口の状況

行田市の人口は、令和2年の80,916人から令和6年には78,416人と減少しています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口と0～14歳の年少人口は減少していますが、65歳以上の老年人口は年々増加して、令和6年には25,736人、構成比は32.8%となり、少子高齢化が進行しています。

【人口の推移】



【年齢区分別人口構成の推移】

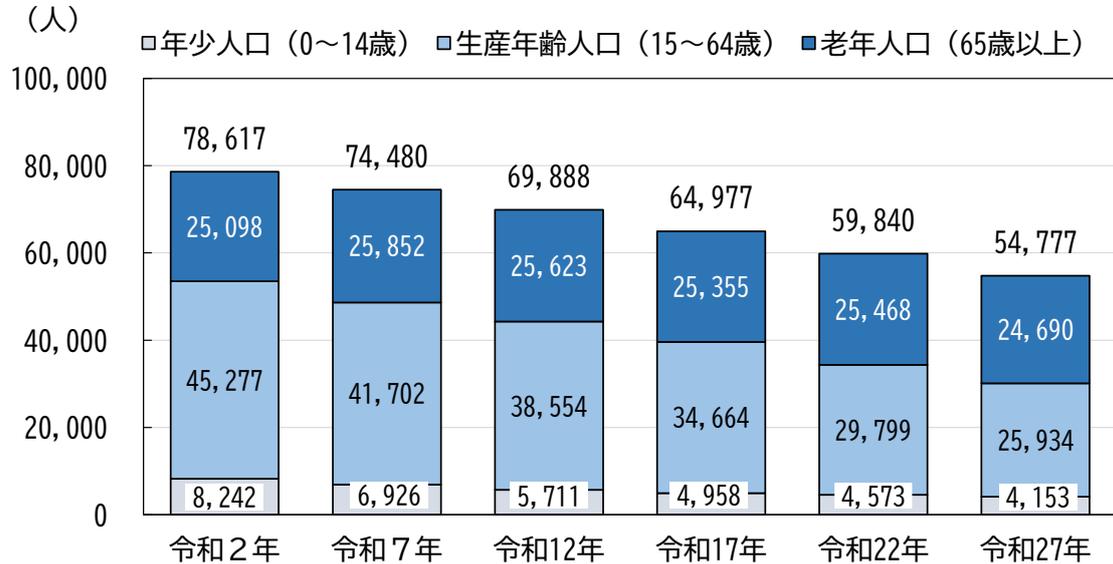


資料：市民課(各年1月1日)

② 推計人口

「日本の地域別将来推計人口」によると、本市の人口は、今後さらに減少し、令和12年には69,888人に減少、令和22年には総人口が6万人台を割り、高齢化率も4割を超えると予想されます。

【年齢別人口の推計人口の推移】

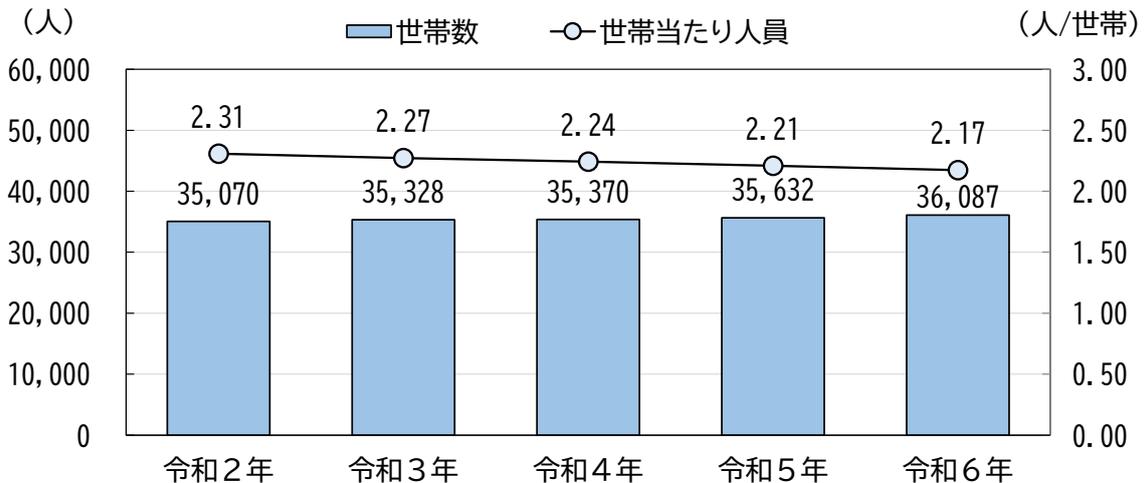


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」
 ※令和2年は国勢調査の実績値(年齢不詳を按分したもの)

③ 世帯数・世帯あたり人員の状況

世帯数は令和2年の35,070世帯から令和6年には36,087世帯に増加するとともに、世帯あたり人員は緩やかに減少し、令和6年には2.17人となっています。

【世帯数・世帯あたり人員の推移】



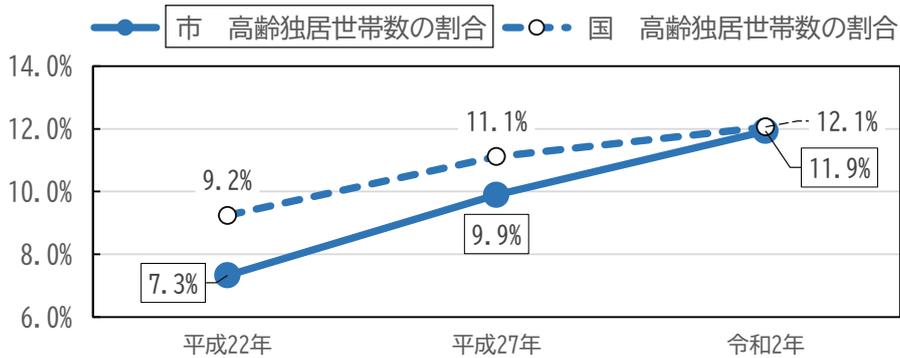
資料：市民課(各年1月1日)

④ 高齢者のみの世帯の状況

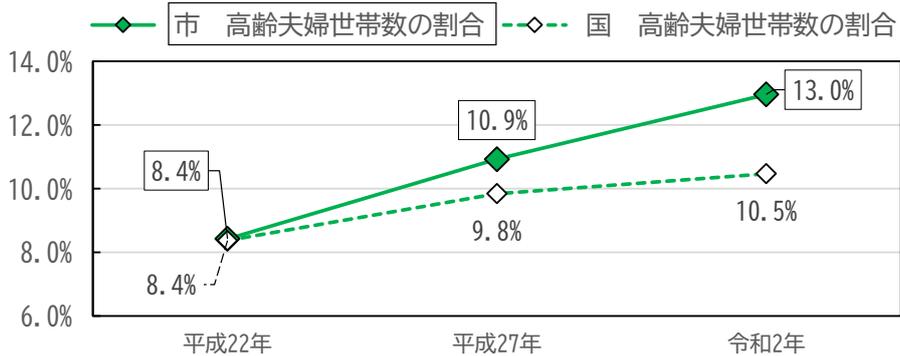
高齢独居世帯(65歳以上のひとり暮らし世帯)の割合と、高齢夫婦世帯(ともに65歳以上の夫婦のみの世帯と定義)の割合は、平成22年から令和2年に増加しています。

国と比較すると、高齢独居世帯の割合については、令和2年にほぼ等しくなっています。高齢夫婦世帯については、令和2年には国より3.5ポイント高くなっています。

【一般世帯数に対する高齢独居世帯数の割合の推移】



【一般世帯数に対する高齢夫婦世帯数の割合の推移】

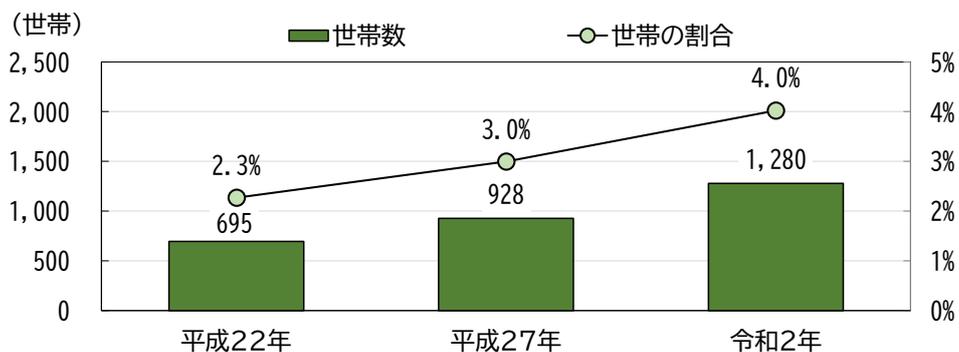


資料:国勢調査(各年10月1日)

⑤ 高齢の親と未婚の子の世帯の状況

高齢の親と未婚の50歳以上の子からなる核家族世帯数は、平成22年の695世帯から令和2年の1,280世帯となっています。

【高齢の親と50歳以上の未婚の子からなる核家族世帯数の推移】

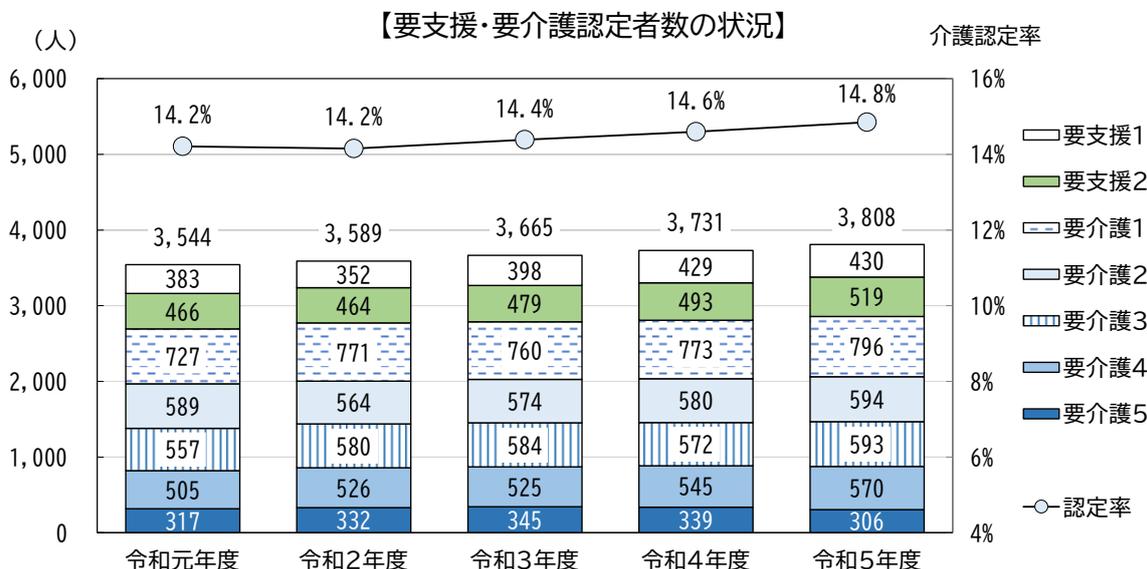


資料:国勢調査(各年10月1日)

1-2 福祉に関わる動向

① 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は徐々に増加しており、令和元年度と比較して、要介護5以外で増加しています。また、介護認定率は、微増傾向となっています。



資料：介護保険事業状況報告(各年度末)

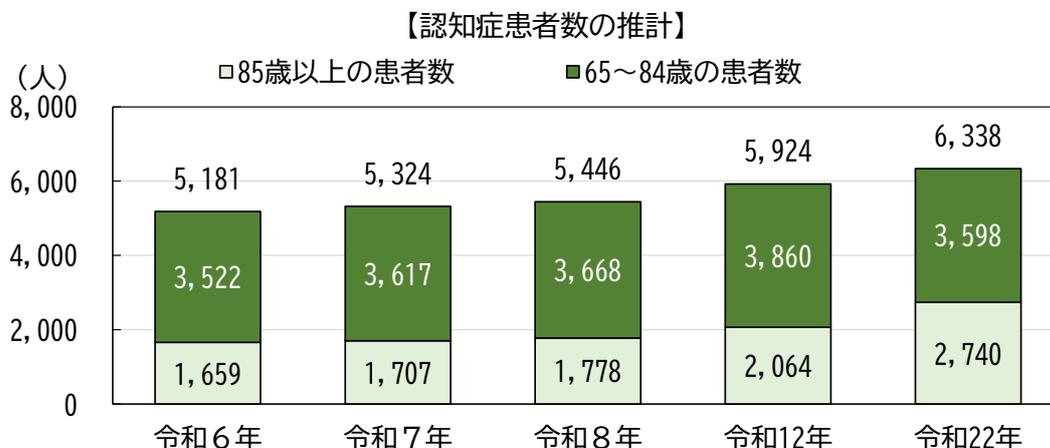
※要支援：日常生活上の基本的動作は、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。1、2の2段階に分類される。

※要介護：日常生活上の基本的動作を自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態。1～5の5段階に分類される。

※認定率：第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者の割合。

② 認知症患者数の状況

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」を参考に本市の65歳以上の認知症患者数を推計すると、令和6年には5,181人、令和12年には5,924人、令和22年には6,338人になると予測されます。



資料：令和6年3月行田市高齢者いきいき安心元気プラン

※住民基本台帳人口及び「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」のデータから推計

③ 障がい者(児)の状況

令和5年度の障害者手帳交付状況を見ると、身体障がい者は2,335人、知的障がい者は711人、精神障がい者は824人となっています。

令和元年度から令和5年度にかけて、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者や精神障がい者は増加しています。

【障害者手帳交付状況】 (人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	肢体不自由	1,279	1,240	1,192	1,158	1,105
	聴覚平衡障がい	213	208	212	211	218
	視覚障がい	164	169	163	155	150
	言語障がい	37	41	40	42	38
	内部障がい	821	837	850	834	824
	小計	2,514	2,495	2,457	2,400	2,335
療育手帳(知的障がい)		645	650	670	699	717
精神障害者保健福祉手帳(精神障がい)		649	679	729	775	844
合計		3,808	3,824	3,856	3,874	3,896

資料:福祉課(各年度末)

障害者手帳所持者のお住まい(生活の場)は、全体では、「持ち家(一戸建て)」が最も多く、次いで、「民間借家(アパート、マンション、一戸建てなど)」となっています。

【障害者手帳所持者のお住まいの状況】

(単位:%)

	持ち家(一戸建て)	民間借家	福祉施設	ケアホーム	グループホーム	県営住宅	市営住宅	病院に入院中	持ち家(マンション)	公団・公社の賃貸住宅
全体(N=1840)	75.2	9.4	4.0	2.9	2.3	1.1	0.5	0.4		
身体障害者手帳(N=1305)	78.1	8.0	4.1	2.1	1.8	0.8	0.5	0.5		
療育手帳(N=330)	65.5	12.7	7.0	7.3	1.8	0.3	0.3	0.0		
精神障害者保健福祉手帳(N=452)	65.9	15.7	2.0	3.5	3.8	2.7	0.4	0.4		

※「その他」、無回答を除く

資料:令和6年3月第5期行田市障がい者計画

第2章 地域福祉を取り巻く行田市の現状と課題

現在、一緒に暮らしている人は、全体では、「妻・夫」が最も多く、次いで「母」、「子ども」、「父」、「ひとり暮らし」が続きます。

【障害者手帳所持者のお住まいの状況】

(単位:%)

		ひとり暮らし	妻・夫	母	子ども	父	兄弟・姉妹	寮や施設の職員・仲間	子どもの妻・夫	孫	祖父母
全体(N=1840)		13.4	41.2	24.4	22.6	19.0	11.7	6.5	4.6	4.4	2.5
年齢	18歳未満(N=86)	1.2	1.2	89.5	2.3	79.1	70.9	1.2	1.2	1.2	19.8
	18～39歳(N=234)	3.8	5.6	80.8	3.8	66.7	34.2	6.8	0.9	0.4	9.4
	40～64歳(N=490)	16.1	30.2	32.9	18.4	23.3	11.4	9.0	0.8	0.8	0.8
	65歳以上(N=1011)	15.6	58.7	1.6	30.7	0.6	1.4	5.6	7.5	7.3	0.2
手帳	身体障害者手帳(N=1305)	14.7	52.6	10.5	29.0	7.2	4.4	5.6	6.3	6.0	0.8
	療育手帳(N=330)	6.4	5.8	63.6	3.3	53.0	37.6	14.2	0.6	0.6	8.2
	精神障害者保健福祉手帳(N=452)	15.0	26.1	40.7	13.5	29.4	16.4	5.5	2.0	1.3	3.5

※「その他」、無回答を除く

資料:令和6年3月第5期行田市障がい者計画

支援(介助)を主にしている方については、全体では「妻・夫」が最も多く、次いで「母」、「子ども」、「施設・寮などの職員」が続きます。また、年齢別では、年齢が上がるにつれ「妻・夫」、若い年齢ほど「母」の割合が高まります。

【障害者手帳所持者の年齢と介護者】

(単位:%)

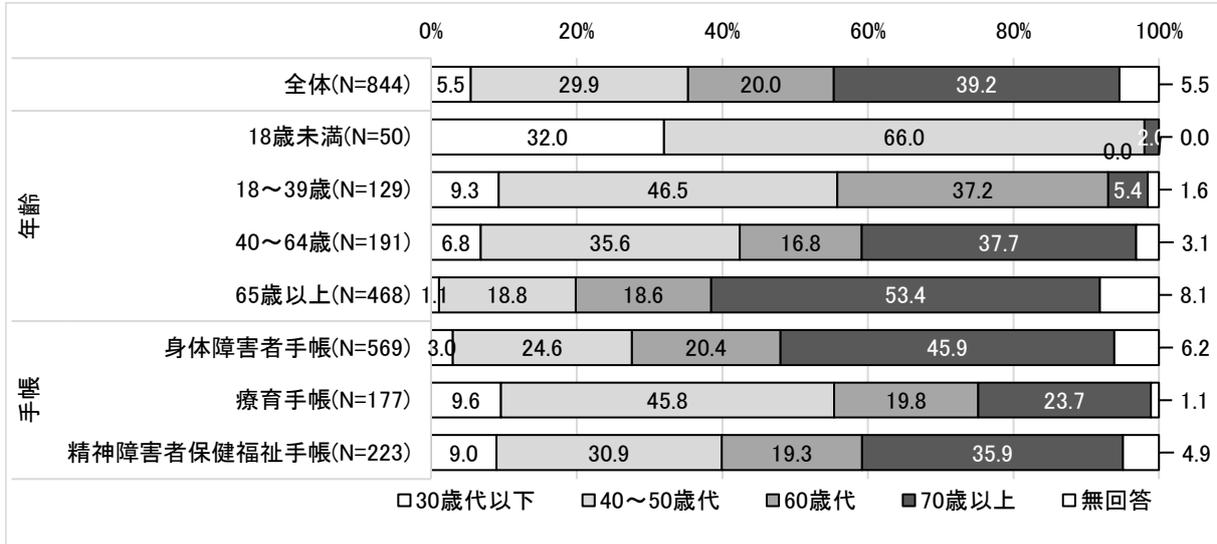
		妻・夫	母	子ども	施設・寮などの職員	兄弟・姉妹	ホームヘルパー
全体(N=1840)		19.1	13.3	8.2	6.9	2.6	2.1
年齢	18歳未満(N=86)	0.0	55.8	0.0	1.2	1.2	0.0
	18～39歳(N=234)	3.8	48.7	0.0	7.3	0.4	0.9
	40～64歳(N=490)	13.5	15.5	2.2	6.5	4.3	4.1
	65歳以上(N=1011)	27.2	0.4	13.6	7.3	2.4	1.6
手帳	身体障害者手帳(N=1305)	23.8	4.1	11.0	6.7	2.3	2.0
	療育手帳(N=330)	3.3	40.9	2.4	13.3	3.6	1.5
	精神障害者保健福祉手帳(N=452)	15.3	21.9	4.4	5.3	4.0	2.9

※全体の上位6位まで。無回答を除く

資料:令和6年3月第5期行田市障がい者計画

おもに支援(介助)をしている方の年齢は、全体では「70歳代」が最も多く、次いで「50歳代」、「60歳代」が続きます。

【障害者手帳所持者の介護者の年齢】



※主な支援者が家族の場合のみ
資料:令和6年3月第5期行田市障がい者計画

④ 虐待件数の推移

令和5年度の虐待に関する件数をみると、高齢者の相談・通報件数と児童虐待の相談件数は、最も多くなっています。障がい者の通報件数、認定件数は0件となっています。

【児童虐待相談受付件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	187	159	83	141	221

資料:こども家庭センター(各年度末)

【障がい者虐待関連件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報件数	1	0	0	0	0
認定件数	1	0	0	0	0

資料:県障害者支援課(行田市報告)(各年度末)

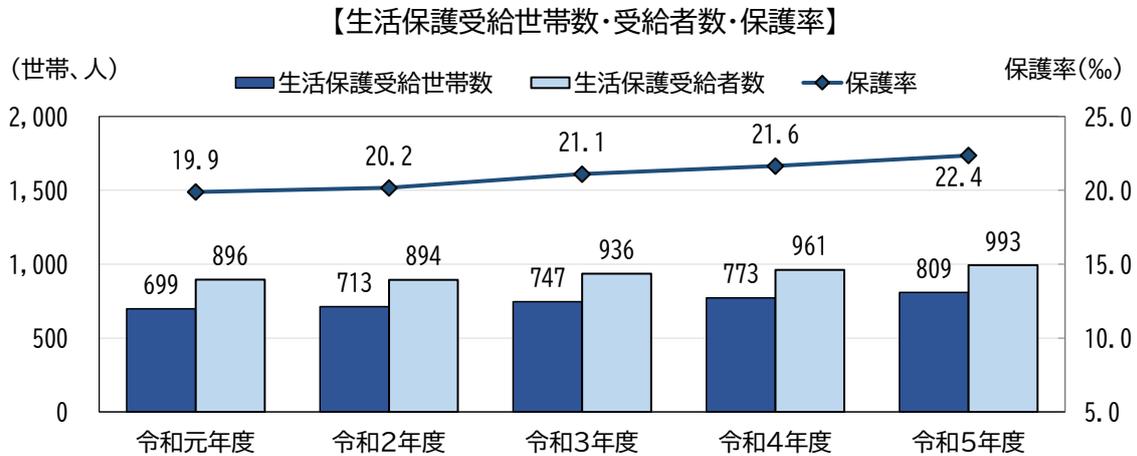
【高齢者虐待関連件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・通報件数	14	26	34	39	42
認定件数	3	9	14	17	10

資料:高齢者福祉課(各年度末)

⑤生活保護の推移

保護世帯数は徐々に増加しており、令和5年度は809世帯、人数は993人となっています。扶助の内訳をみると、教育扶助以外が全て増加していますが、介助扶助の増加の割合が多くなっています。



※ % (パーセント) は、1000分の1を1とする単位

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
扶助別 内容 (件)	生活扶助	796	798	836	865	868
	住宅扶助	725	725	757	798	806
	教育扶助	52	52	47	45	39
	医療扶助	710	710	745	752	857
	介護扶助	163	170	169	177	215
	その他	38	57	44	33	54

資料: 福祉課(各年度末)

⑥生活困窮の状況

生活困窮者自立支援制度の利用は、新型コロナウイルスが拡大した令和2年度に新規相談件数、支援回数が増加し、令和5年度には減少しています。

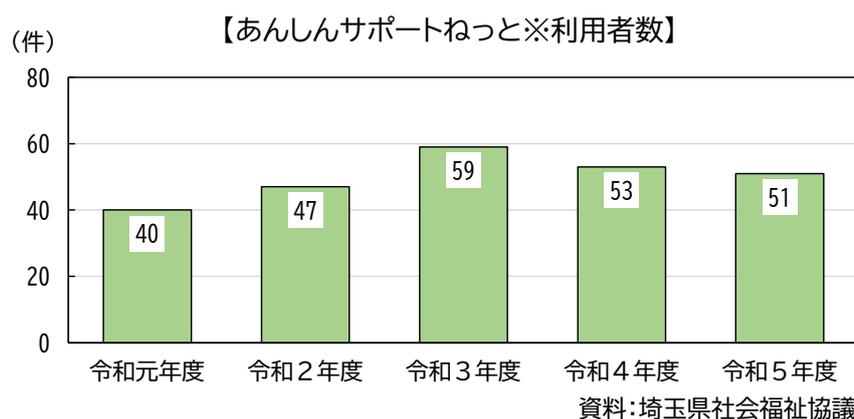
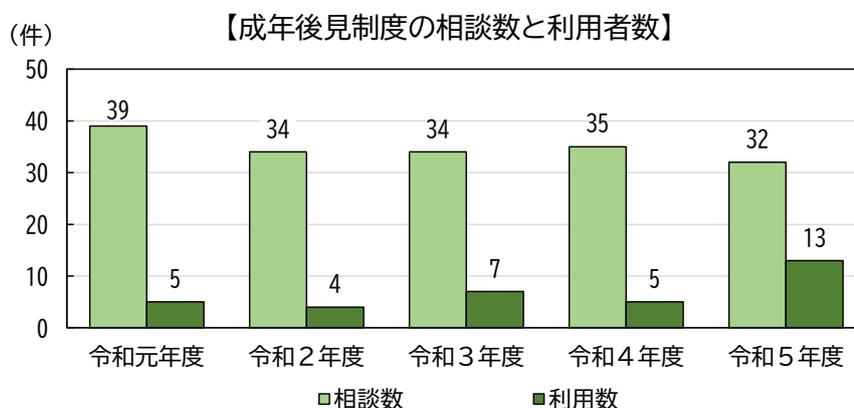
【生活困窮者自立支援制度相談状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規相談件数(件)	38	240	462	88	72
延べ支援回数(回)	958	1865	1927	1349	876

資料: 行田市社会福祉協議会(各年度末)

⑦成年後見制度の利用の状況

成年後見制度の相談数は減少傾向ですが、利用数は令和5年度に増加しています。
 あんしんサポートねっとは、令和3年度まで増加し、令和4年度以降、横ばいです。
 また、法人後見事業の受任者数は、徐々に増加しています。

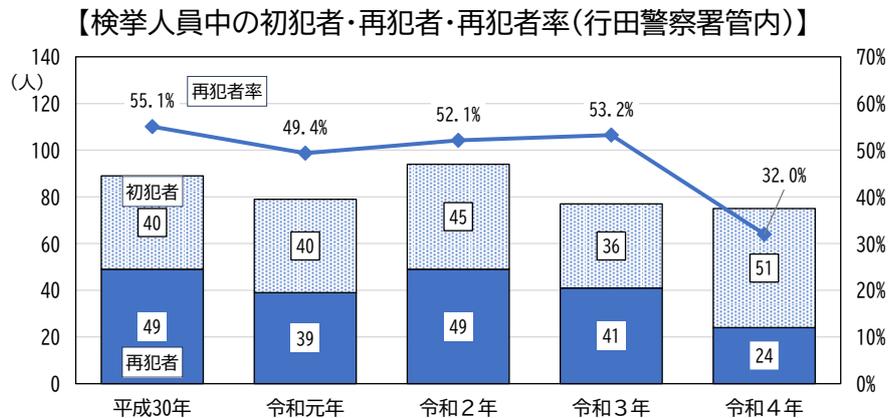


※あんしんサポートねっと：判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活が送れるように、定期的にご訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いを行う。



⑧再犯者数の状況

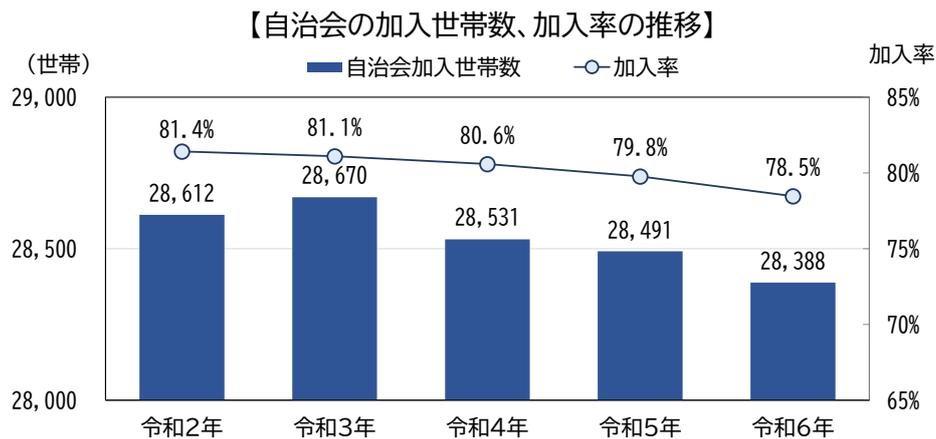
初犯者数、再犯者数、再犯者率は、平成30年から令和3年にかけて増減しながら、おおむね変化がなく、令和4年に初犯者数が増加して再犯者数が減少し、再犯者率が減少しています。



資料:東京矯正管区(各年12月末)

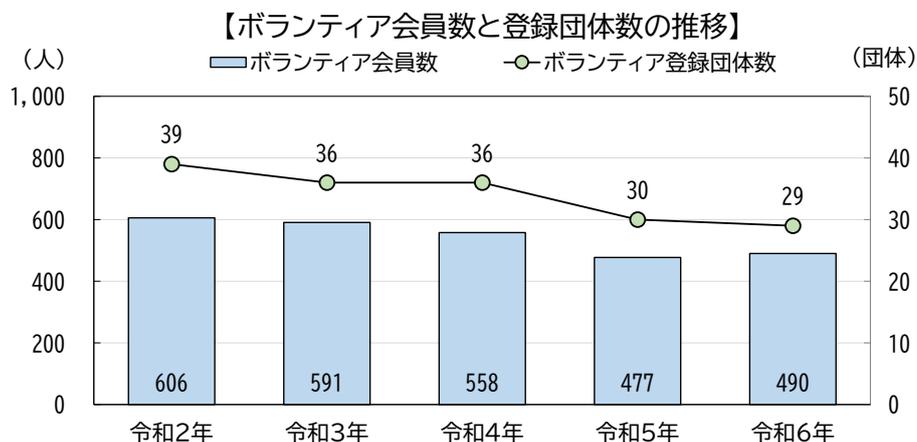
⑨地域コミュニティの状況

自治会の加入率は徐々に減少しており、令和6年には78.5%となっています。



資料:地域活動推進課(各年4月1日)

ボランティアの会員数は令和2年から5年まで減少し、令和6年に増加しています。ボランティア登録団体数は減少傾向となっています。

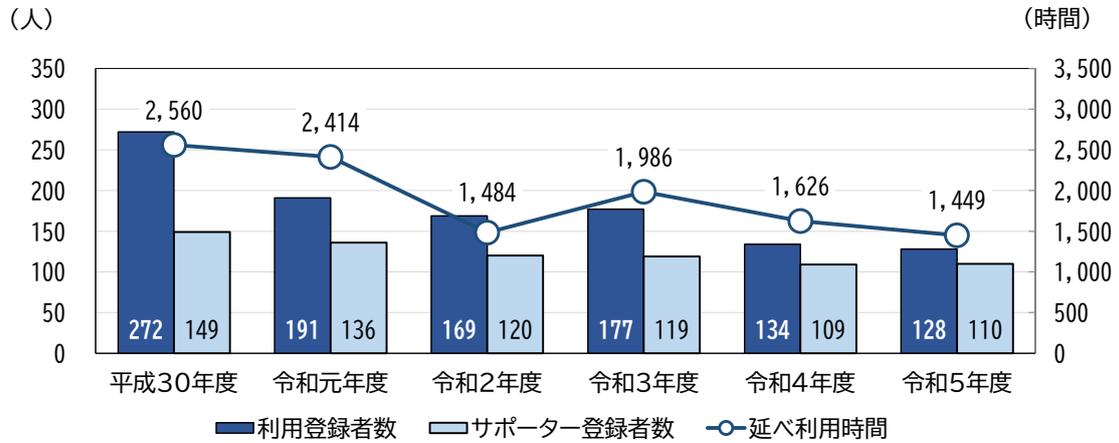


資料:行田市社会福祉協議会(各年4月1日)

第2章 地域福祉を取り巻く行田市の現状と課題

いきいき・元気サポート制度の利用登録者数、サポート登録者数は減少傾向となっています。また、延べ利用時間も減少傾向となっています。

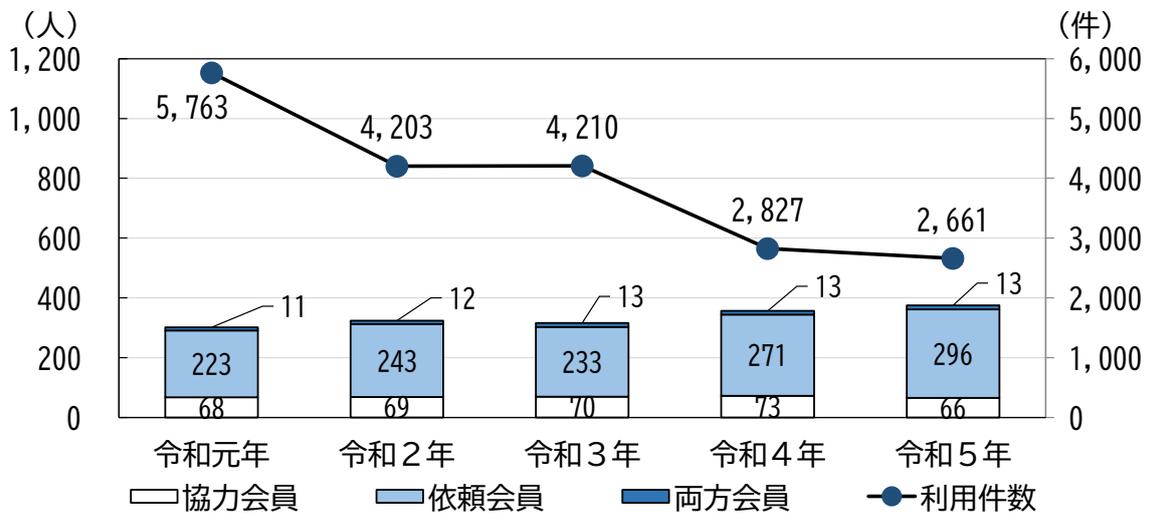
【いきいき・元気サポート制度の利用登録者数、サポーター登録者数、利用時間の推移】



資料:行田市社会福祉協議会(各年度末)

ファミリー・サポート・センターの依頼会員数は、増加しています。一方、協力会員数は伸びず、また、利用件数は減少しています。

【ファミリー・サポート・センター会員数と利用件数の推移】



資料:行田市社会福祉協議会(各年度末)

1-3 第3期計画における取組の状況

本市における地域福祉の進行状況は、地域福祉推進計画評価委員会により取組状況を把握し、委員の意見をいただきながら管理されています。

令和2年4月から推進されてきた第3期計画における事業の進行状況は、以下のとおりです。

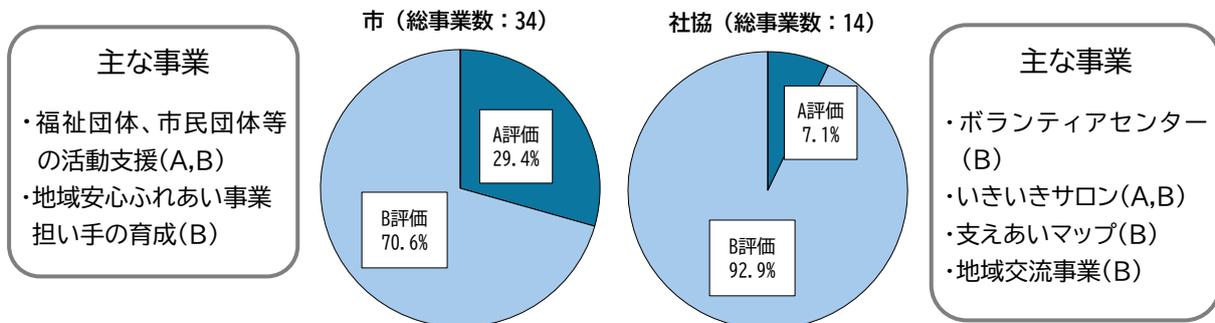
【施策の進捗状況(令和5年度)】

評価基準：A 事業を実施し順調に推移している又は事業が完了している

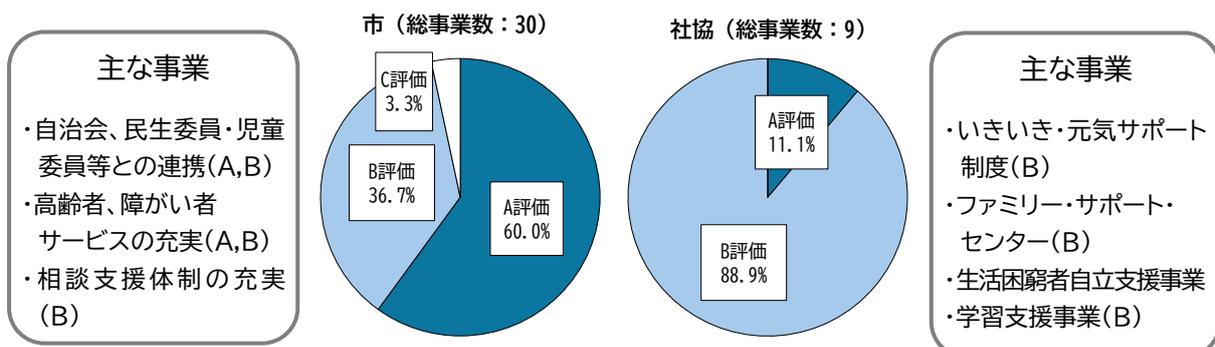
B 事業に着手しているが、取組としては不十分

C 未着手

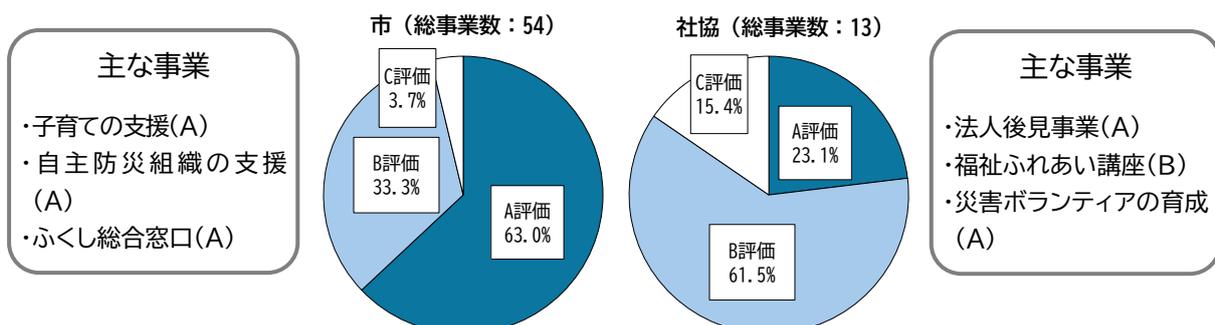
基本目標1 地域のつながりを大切にする支えあいのまちづくり



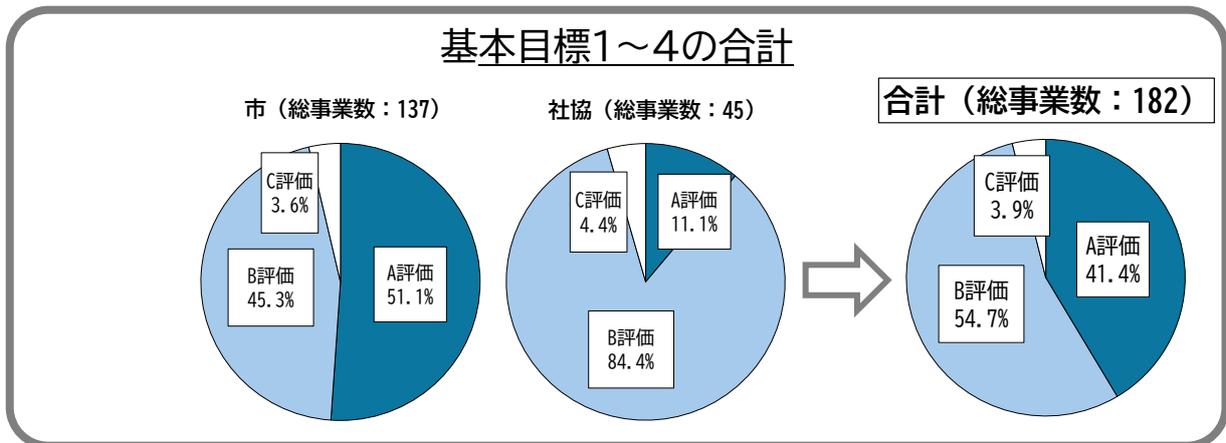
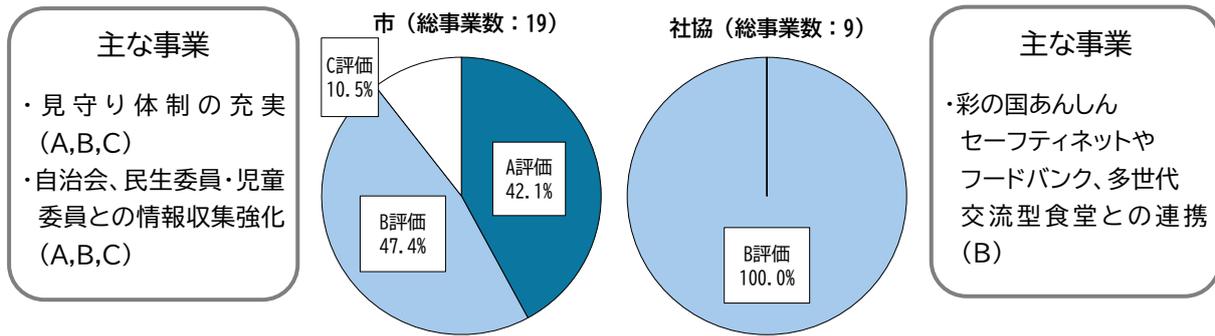
基本目標2 様々な福祉ニーズに対応できるまちづくり



基本目標3 誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくり



基本目標4 地域のネットワークをいかしたまちづくり



【今後の課題について】

コロナ禍の影響もあり、計画全体として、「事業に着手しているが、取組としては不十分」(B評価)が「計画どおり進んでいる施策」(A評価)を超えている状況です。

第3期計画の評価を行った地域福祉推進計画評価委員会では、今後の課題として以下の意見が示されました。

- **断らない相談支援体制について**
複雑化・複合化した相談の増加に対応できるよう、職員の能力向上のための研修の充実。
- **権利擁護について**
予想される認知症高齢者の増加に対応するために、権利擁護の体制の整備、市民への意識づけ、次期地域福祉推進計画における成年後見制度利用促進基本計画の策定。
- **移動販売について**
安否確認も兼ねて拡充するとともに、現実な範囲での改良を検討してほしい。
- **デマンドタクシーについて**
利用できないことがあるので、改善してほしい。
- **その他**
認知症の疑いのある方や犯罪防止のためにも、近所のつながりの環境づくりをしてほしい。

2 地域福祉に関わる市民の声

「地域福祉推進計画」の策定にあたり、広く市民の皆さんから地域福祉に関する意見を聞き、計画の基礎資料とさせていただくため、地域福祉・地域福祉活動に関するアンケート調査(市民、民生委員・児童委員、事業者)、関係団体へのヒアリング、ささえあいミーティングでの話し合い、市民意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

2-1 アンケート調査(市民、民生委員・児童委員、福祉関係事業所等)結果

(1) アンケート調査概要

地域福祉活動等に関する市民の意識を把握し、市の地域福祉の推進に活用するとともに、各種計画や施策等の基礎資料とするため、アンケート調査を令和6年1月から3月に実施しました。

回収状況は以下のとおりとなっています。

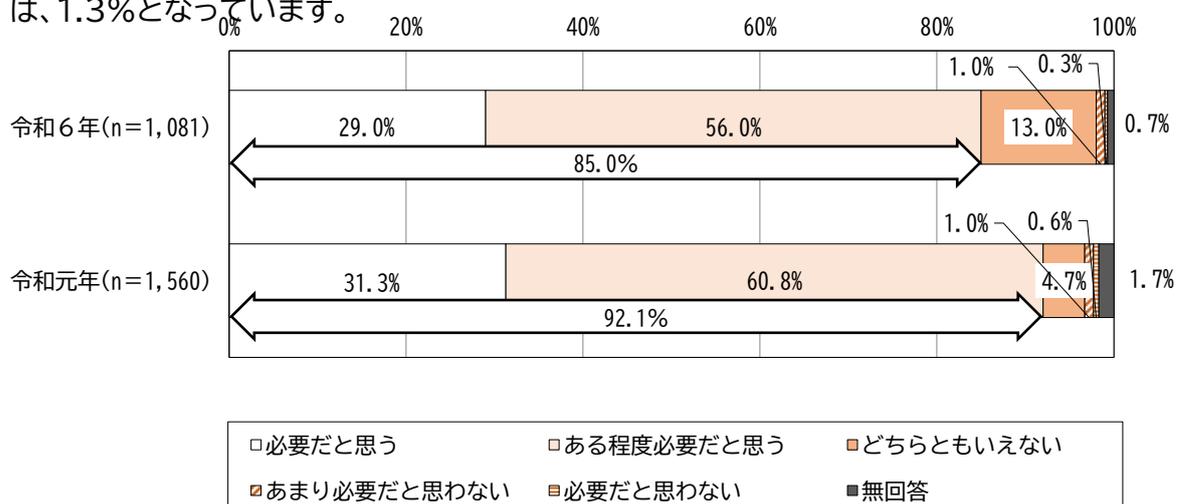
アンケートの対象	配布数	回収数	回収率
行田市在住の18歳以上の方(無作為抽出)	2,500名	1,081名	43.2%
民生委員・児童委員	150名	146名	97.3%
福祉関係事業者等	112事業者	41事業者	36.6%

(2) アンケート結果

■地域住民の支え合いや助け合いの必要性(市民調査)

地域住民の支え合いの必要性については、「ある程度必要だと思う」と「必要だと思う」を合わせた『必要だと思う』が85.0%となっています。令和元年の『必要だと思う』と比較すると、7.1ポイント減少しています。

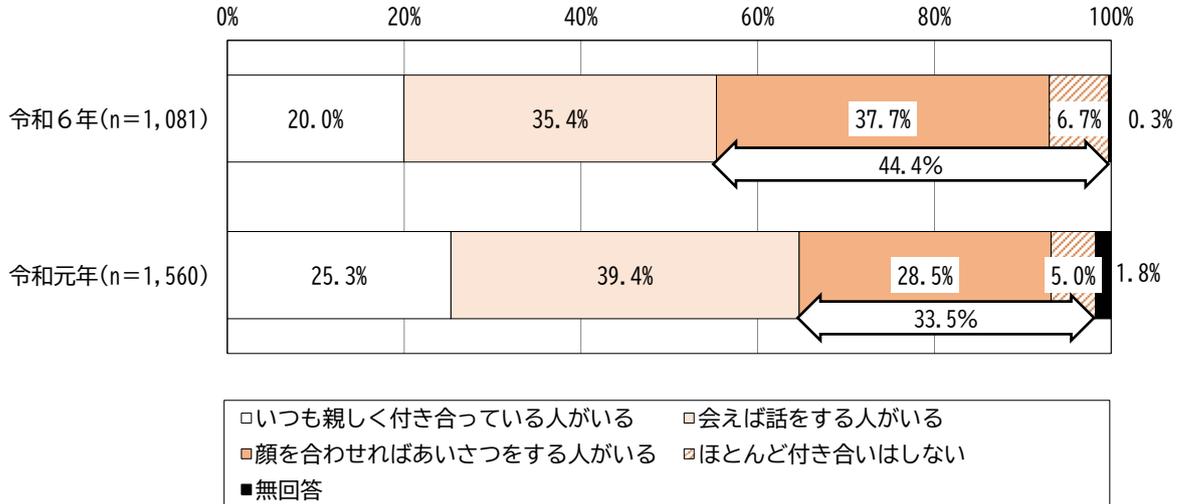
一方、「必要だと思わない」と「あまり必要だと思わない」を合わせた『必要だと思わない』は、1.3%となっています。



■近隣の方との付き合い(市民調査)

近隣との付き合いについては、「顔を合わせればあいさつをする人がいる」が最も多く37.7%、次いで「会えば話をする人がいる」が35.4%、「いつも親しく付き合っている人がいる」が20.0%、「ほとんど付き合いはしない」が6.7%となっています。

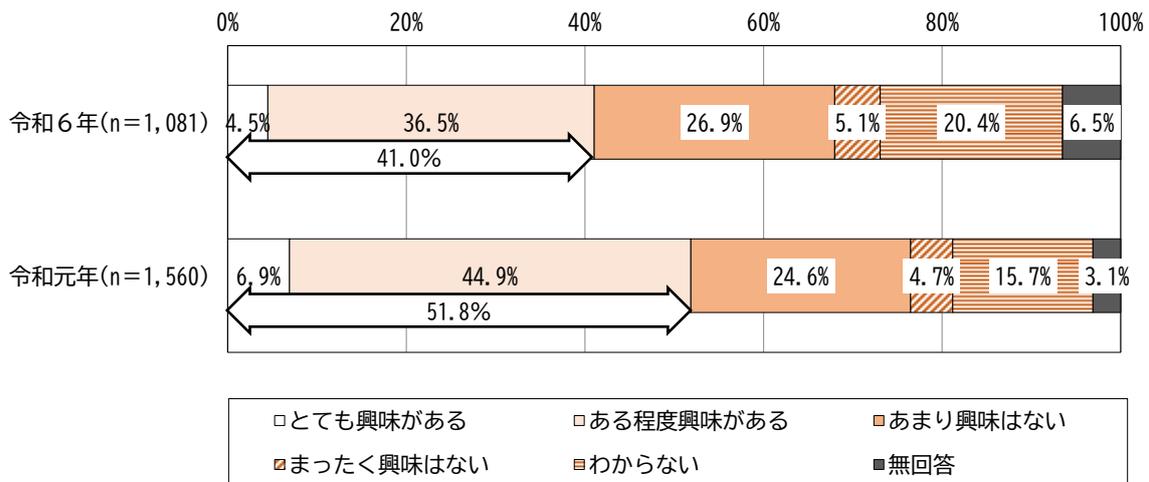
令和元年度と比較すると、「顔を合わせればあいさつをする人がいる」と「ほとんど付き合いはしない」を合わせた割合は、10.9ポイント増加しています。



■福祉に関わるボランティア活動や地域の助け合い活動への関心(市民調査)

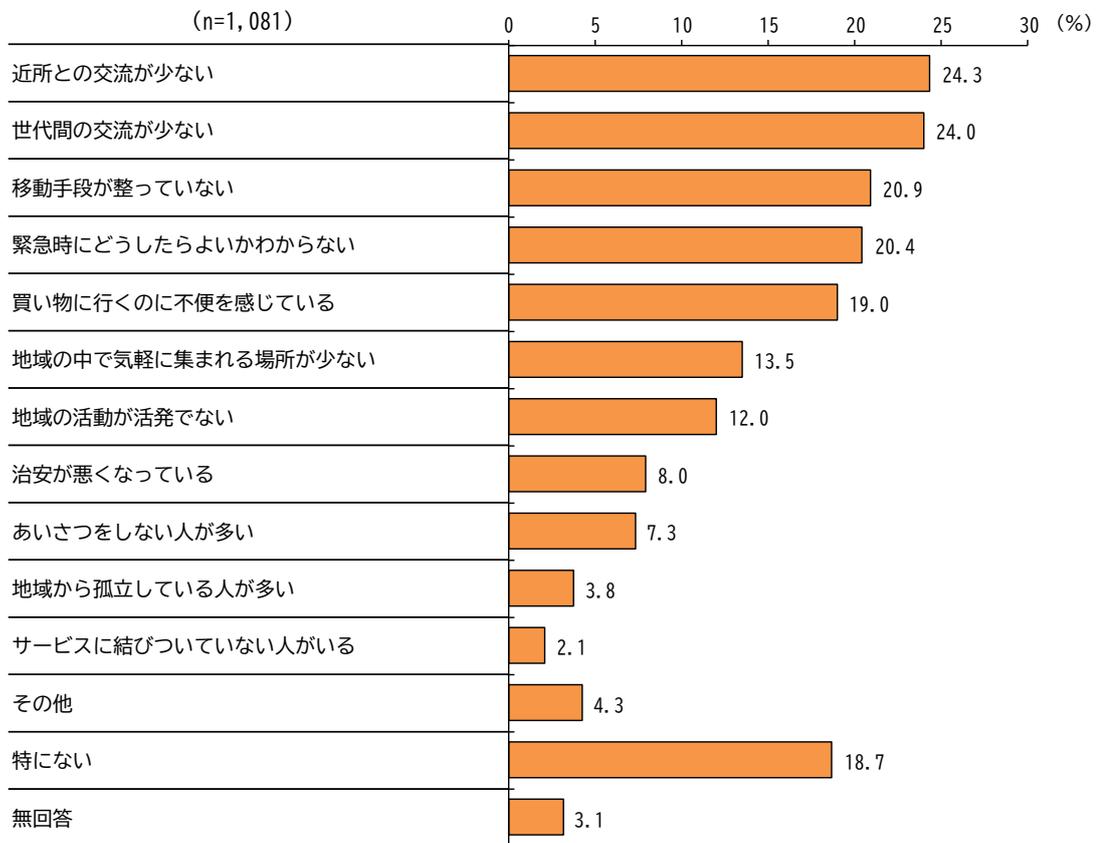
高齢者・傷病者・障がい者の介護など福祉に関わるボランティア活動や地域の助け合い活動への関心をみると、「ある程度興味がある」が最も多く36.5%、次いで「あまり興味はない」が26.9%、「わからない」が20.4%となっています。

令和元年度と比較すると、「とても興味がある」と「ある程度興味がある」を合わせた『興味がある』は、10.8ポイント減少しています。



■地域で課題と感じていること(市民調査:複数回答)

地域で課題と感じていることは、「近所との交流が少ない」が最も多く24.3%、次いで「世代間の交流が少ない」が24.0%、「移動手段が整っていない」が20.9%、「緊急時にどうしたらよいかわからない」が20.4%となっています。

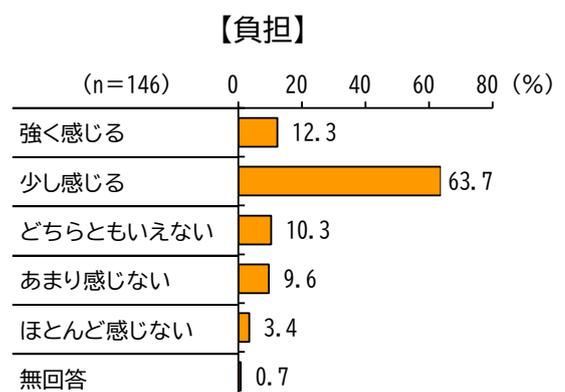
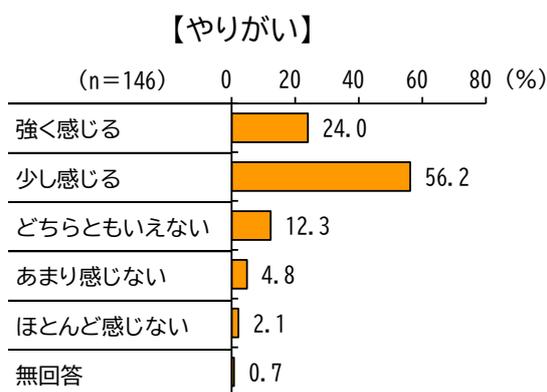


■民生委員の活動について(民生委員・児童委員調査)

民生委員の活動にやりがいを感じるかについては、「少し感じる」と「強く感じる」を合わせた『やりがいを感じる』の割合は80.2%と、約8割を占めています。

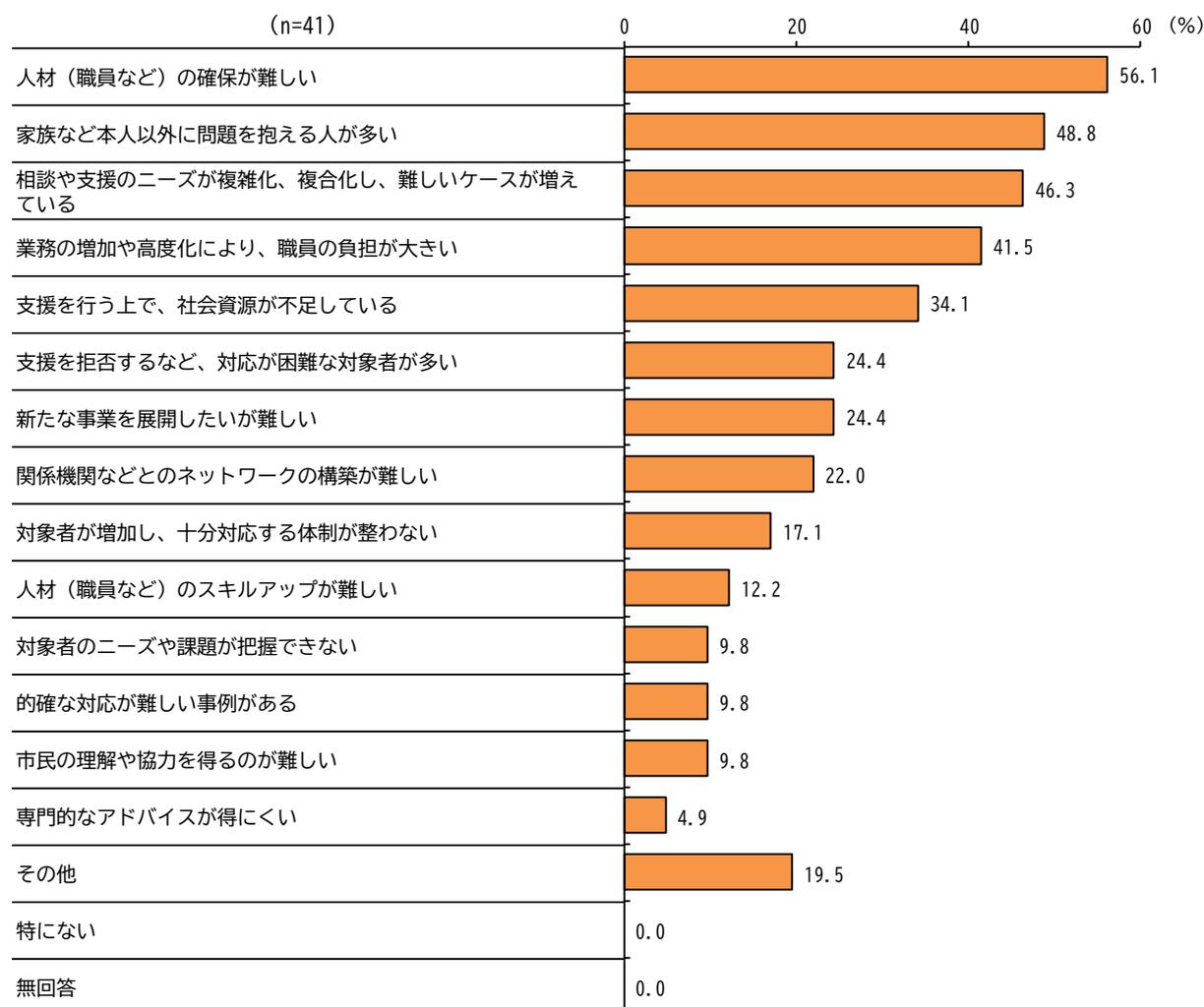
民生委員の活動の負担については、「少し感じる」最も多く63.7%となっており、「強く感じる」と「少し感じる」を合わせた『負担を感じる』は、76.0%と約4分の3を占めています。

やりがいを感じる一方で、負担感もある状況となっています。



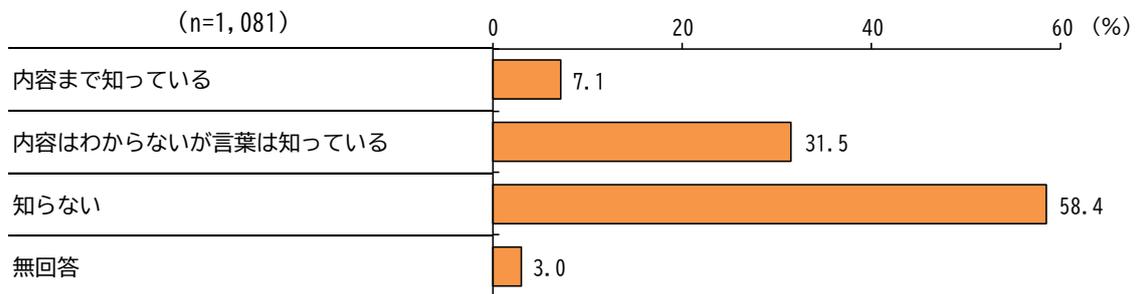
■事業者が行田市内で運営・活動する上での課題(福祉関連事業所等調査:複数回答)

事業者が行田市内で運営・活動する上での課題については、「人材(職員など)の確保が難しい」が最も多く56.1%、次いで「家族など本人以外に問題を抱える人が多い」が48.8%、「相談や支援のニーズが複雑化、複合化し、難しいケースが増えている」が46.3%となっています。



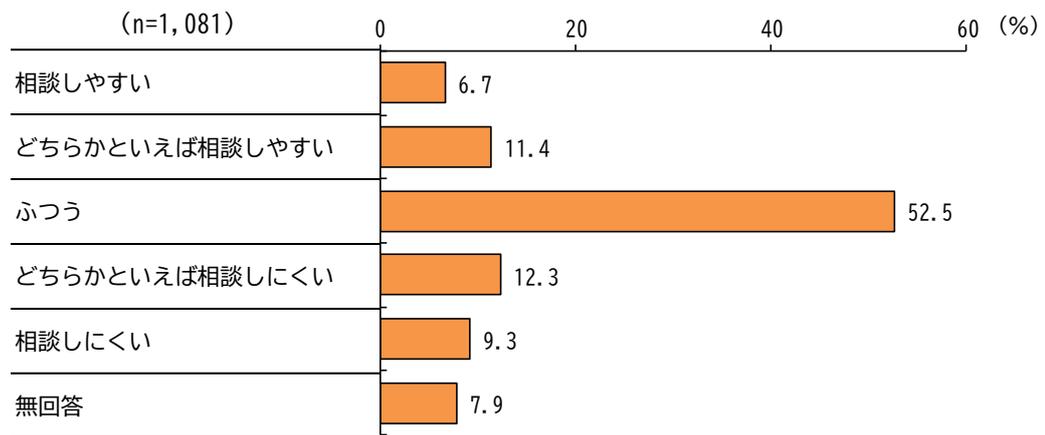
■地域共生社会の認知度(市民調査)

地域共生社会については、「知らない」が最も多く58.4%、次いで「内容はわからないが言葉は知っている」が31.5%、「内容まで知っている」が7.1%となっています。



■各種の相談先等の相談しやすさ及びしにくい理由(市民調査)

地域での困りごとや問題を行政が運営する各種の相談先等に相談しやすさは、「ふつう」が最も多く52.5%となっています。

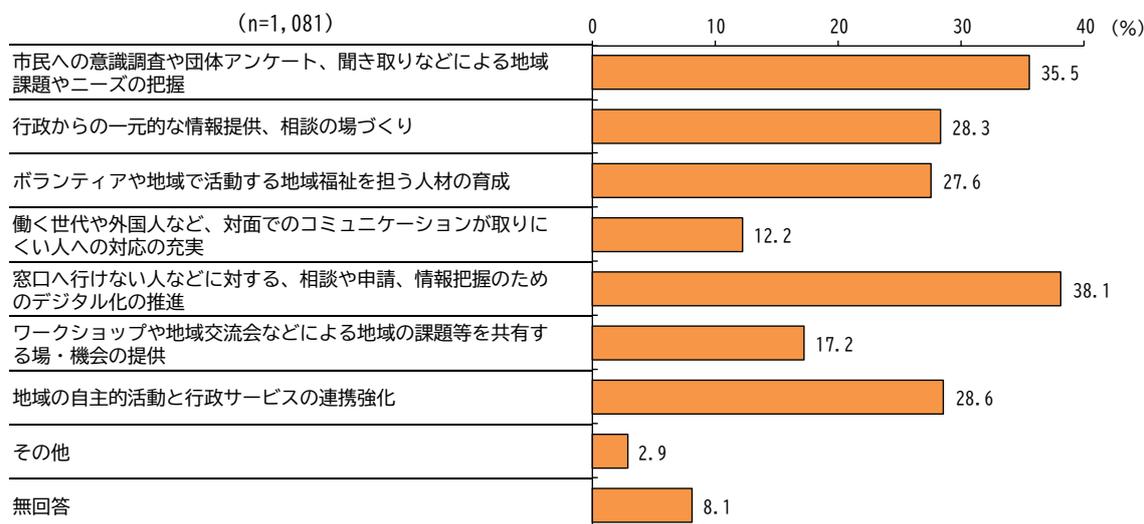


「どちらかといえば相談しにくい」「相談しにくい」の回答者の相談しにくい理由は、「どこに(誰に)相談すればいいかわからない、相談先を知らない」が最も多くなっています。

内容	件数
どこに(誰に)相談すればいいかわからない、相談先を知らない	42
相談しても意味がない、相談対応が悪い	28
個人的な悩みを知られたくない、相談することに気が引ける	26
相談することがない、自分で解決するので必要がない	12
土日や時間外などの対応がないため	7
相談に行く時間がない	3
相談先までの交通手段がない	3
その他	12
合計	133

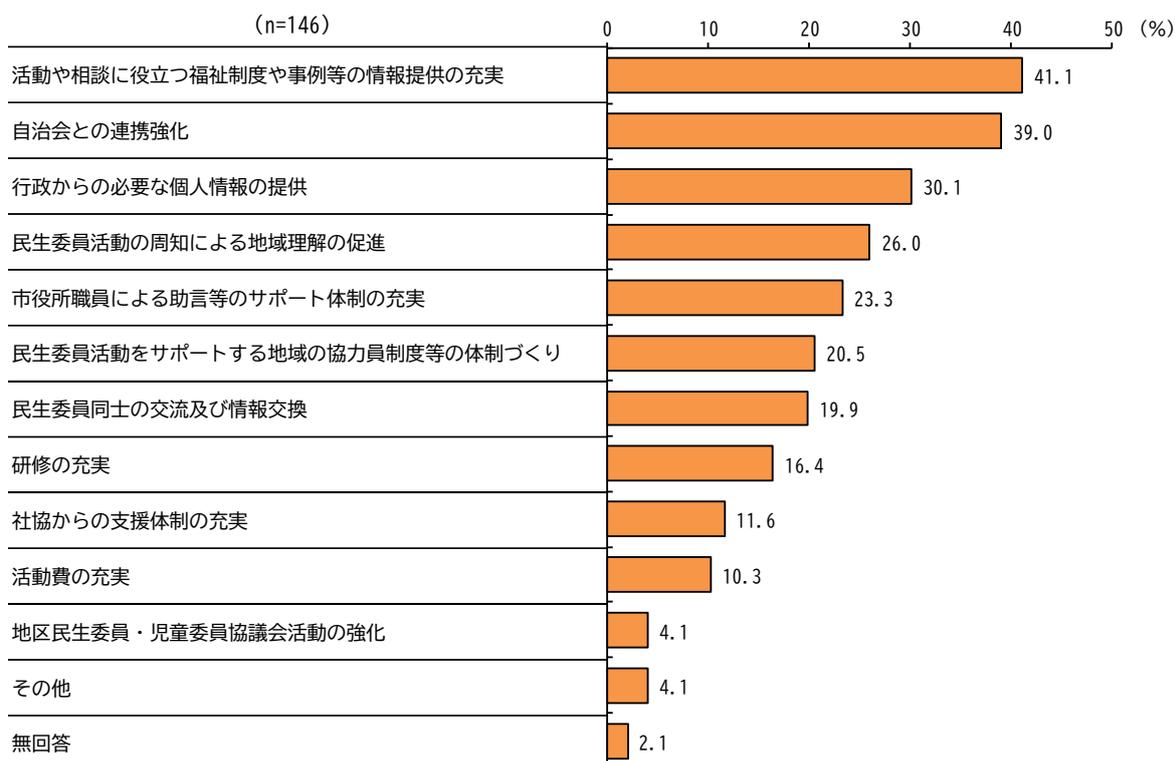
■地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこと(市民調査:複数回答)

地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして、どのようなことが重要と考えるかについては、「窓口へ行けない人などに対する、相談や申請、情報把握のためのデジタル化の推進」が最も多く38.1%、次いで「市民への意識調査や団体アンケート、聞き取りなどによる地域課題やニーズの把握」が35.5%、「地域の自主的活動と行政サービスの連携強化」が28.6%となっています。



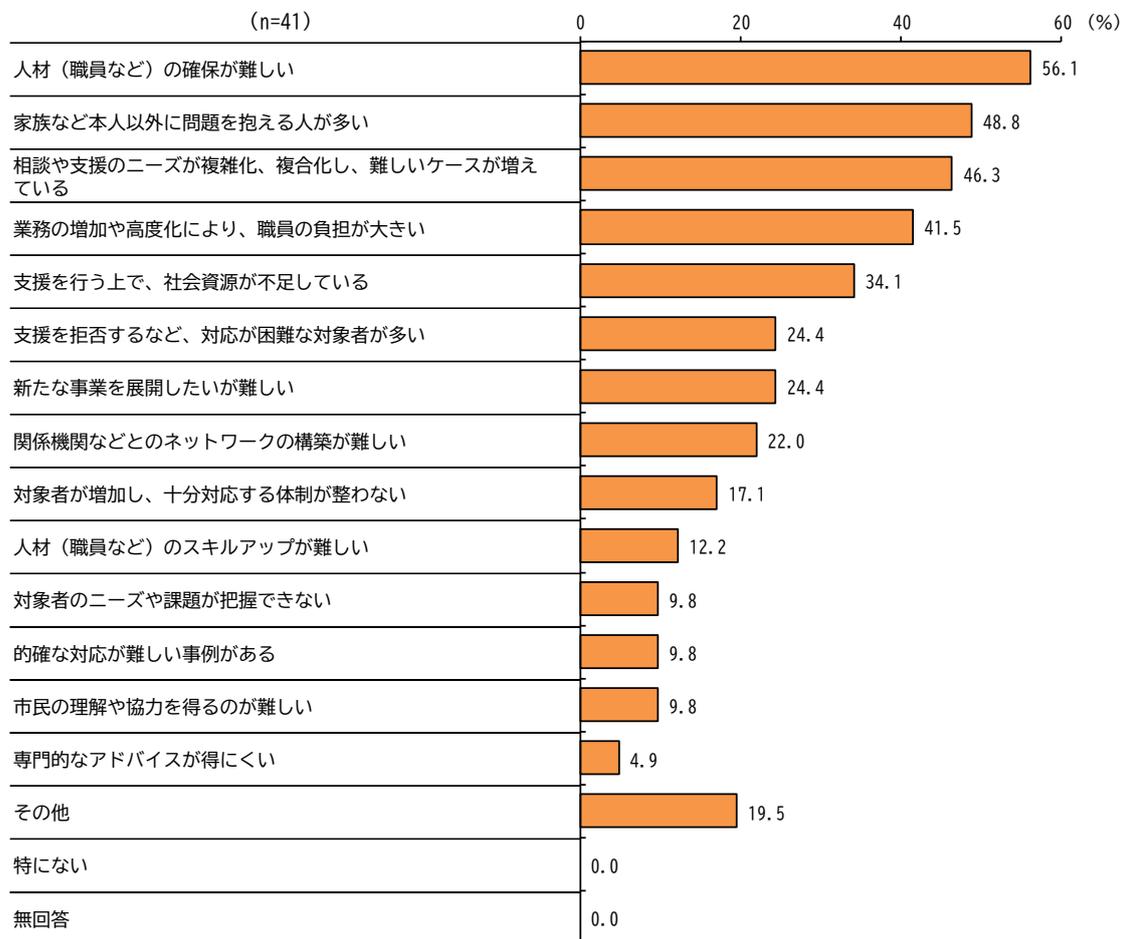
■民生委員の活動をしやすいするために必要なこと(民生委員・児童委員調査:複数回答)

民生委員の活動をしやすいするために必要なことについては、「活動や相談に役立つ福祉制度や事例等の情報提供の充実」が最も多く41.1%、次いで「自治会との連携強化」が39.0%、「行政からの必要な個人情報の提供」が30.1%となっています。



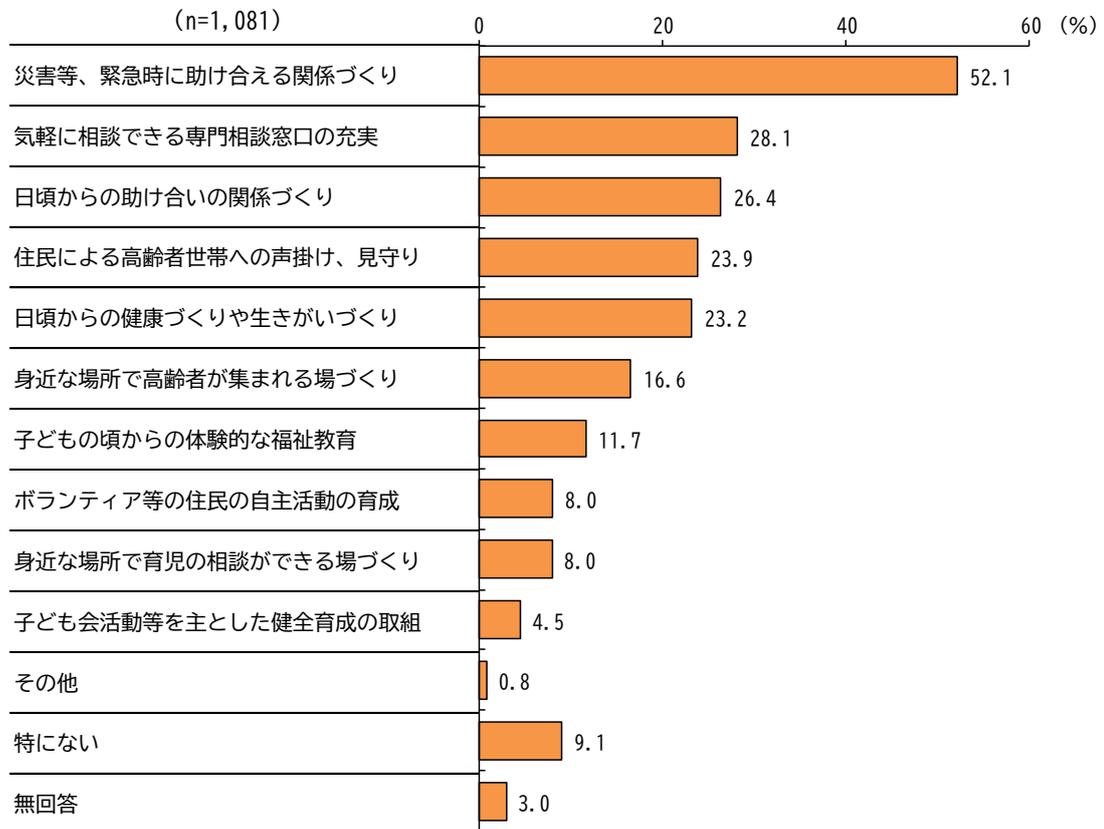
■事業者が行田市内で運営・活動する上での課題(福祉関係事業者等調査:複数回答)

事業者が行田市内で運営・活動する上で、どのような課題があるかについて、「人材(職員など)の確保が難しい」が最も多く56.1%、次いで「家族など本人以外に問題を抱える人が多い」が48.8%、「相談や支援のニーズが複雑化、複合化し、難しいケースが増えている」が46.3%となっています。



■今後地域に望むこと(市民調査:複数回答)

今後地域に望むことについては、「災害等、緊急時に助け合える関係づくり」が最も多く52.1%、次いで「気軽に相談できる専門相談窓口の充実」が28.1%、「日頃からの助け合いの関係づくり」が26.4%となっています。



2-2 ささえあいミーティング結果

(1) ささえあいミーティングの目的

(2) ささえあいミーティングの内容

(3) ささえあいミーティングの開催状況

- 1)実施日 令和6年6月16日(日)～9月29日(日)
- 2)実施会場 各地域公民館他
- 3)参加者 自治会長、地域包括支援センター相談協力員、子供会役員など 地域活動実践者等、民生委員・児童委員
- 4)参加人数 延べ571 名

	地区名	開催日	会場	グループ数	参加者
1	忍	8月18日	忍・行田公民館	6	
2	行田	8月25日	商工センター	3	
3	長野	9月8日	長野公民館	9	
4	佐間	9月21日	佐間公民館	4	
5	下忍	9月14日	下忍公民館	2	
6	星河	8月31日	星河公民館	8	
7	星宮	7月26日	星宮公民館	5	
8	荒木	9月28日	荒木公民館	5	
9	須加	7月6日	須加公民館	5	
10	北河原	7月27日	北河原公民館	1	
11	南河原	9月15日	南河原公民館	3	
12	太井	9月7日	太井公民館	4	
13	持田	8月25日	持田公民館	8	
14	太田	9月1日	太田公民館	5	
15	埼玉	6月16日～11月17日	各会場	-	

() 市全体における主な課題と解決のための取組

ささえあいミーティングまとめ中

2-3 関係団体ヒアリング

(1) 関係団体ヒアリングの実施状況

最終報告書待ち

実施日:令和6年3月

調査内容:

- (1) 団体の概要
- (2) 最近増えている福祉課題は何か
 - (3) その要因・背景
 - (4) 必要な支援・制度
 - (5) その福祉課題への貴団体の対応状況
 - (6) 行政へ求めること(制度、サービス等含め)
 - (7) 地域への期待(住民、企業、団体等)
 - (8) どのような機関・団体等との連携が必要か
 - (9) どのような連携が必要か
 - (10) どのような地域を期待するか
 - (11) その実現に向けてどうあるべきか
 - (12) 貴団体でできること

(2) 調査結果まとめ

2-4 いきいきサロン利用者ヒアリング

(1) アンケート調査概要

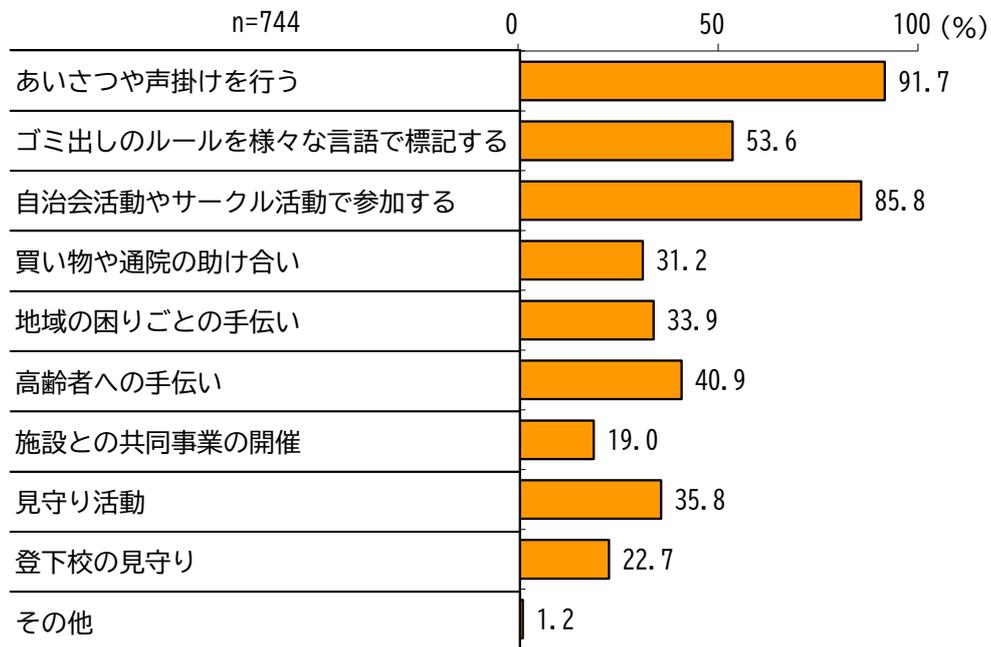
日頃から、いきいきサロンを利用される方に、市の地域福祉を推進するうえでのご意見をいただくため、アンケート調査を以下のとおり実施しました。

アンケートの対象	配布・回収	調査期間	総回答数
いきいきサロン利用者	紙	令和5年5月1日～令和6年3月31日	744名

(2) アンケート結果

■お住まいの地域であなたが出来ることについて(複数回答)

お住まいの地域(地区)であなたが出来ることについては、「あいさつや声掛けを行う」が最も多く91.7%、次いで「自治会活動やサークル活動で参加する」が85.8%、「ゴミ出しのルールを様々な言語で標記する」が53.6%となっています。



2-5 市民意見募集(パブリックコメント)

(1)実施概要

(2)意見まとめ

3 地域福祉に関わる行田市の課題

第2章-1における、市の統計、第3期計画の進行状況評価結果、および、第2-2における、地域福祉・地域福祉活動に関するアンケート調査(市民、民生委員・児童委員、事業者)、関係団体へのヒアリング、ささえあいミーティングでの話し合いの結果から、本計画策定に向けた課題をまとめ、以下に示します。

各調査結果がまとめ次第、必要に応じて修正予定。

① 地域の住民が孤立せず、支えあい暮らすために、地域のつながりを強めるまちづくりが求められています

○支えあい、助けあいが必要と思う市民が徐々に減りつつあります。また、「世代間交流がない」「近所との交流がない」など地域との付き合い、関わりが希薄化していることがうかがえます。、地域で孤独・孤立が起こることを防ぐために支えあいの意識を醸成するとともに、住民がつながるための地域の交流、つながりづくり、場づくりが必要です。

また、地域ぐるみの見守りにより、孤立しないための仕組みを強化することも重要です。

○ボランティアや地域の助けあい活動に興味がある人も減りつつあります。また、民生委員・児童委員において、やりがいを感じるものの、負担感がある人が多くなっています。高齢者が増える一方で生産年齢人口が減少している状況とも相まって、地域福祉の担い手の確保が課題となっています。

○地域福祉が目指す「地域共生社会」について、多くの人が知らないと答えています。誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らすために重要な「地域共生社会」の理念について、周知が必要です。

② 様々な福祉ニーズの増加に対応し、支援を必要とする方が必要な支援を受けられるためのまちづくりが求められています

○要介護認定者数、療育手帳や精神障害保健福祉手帳の保持者、生活保護受給者など、福祉の支援の必要な方が増えています。また、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えているほか、認知症患者数、高齢の親と未婚の50歳以上の子からなる世帯も増加しており、こうした複雑化・複合化する様々な福祉課題やニーズを把握し、各種施策やサービスを的確に提供していくことが求められています。

○支援を必要とする方が、必要な支援を受けるためには、市民に福祉情報が届き、相談窓口を把握して、相談窓口に出向くことが必要です。しかしながら、市の相談機関に相談しにくいと感じる方や、なかには、どこに(誰に)相談すればいいかわからない、相談先を知らないという人も比較的多いことから、各相談機関の周知を強化することが必要です。また、窓口へ行けない人などに対する、相談や申請、情報把握のためのデジタル化の推進といった、電子申請サービスなどの推進が市民に求められています。

第2章 地域福祉を取り巻く行田市の現状と課題

- 課題を抱える住民を相談支援機関につなぐ役割を担っている民生委員・児童委員の活動を進めやすくするために、福祉制度や事例等の情報提供の充実が求められています。
- 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが心配な方々を保護する成年後見制度などの権利擁護は、高齢化の進行により、必要性が高まっています。判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする成年後見制度などの権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めていくことが求められています。
- 犯罪をした人の多くは、「立ち直りたい」という気持ちを持ちながら、就労や住居の確保が困難などの状況に直面します。誰もが社会において孤立することなく、生活の安定を得て再び社会の一員となるよう支援することが求められています。
- 複雑化・複合化した課題を抱える方が増えており、福祉に関わる事業所や組織が、従来の縦割りで対応することが難しくなっています。また、慢性的な人で不足もあり、職員の負担が増加しています。制度の狭間の課題を解決していくために、包括的な相談や関係機関の連携などによる、包括的な支援体制を充実させていくことが必要です。

③ 人権意識の醸成や災害対策、地域の活性化、人にやさしい環境づくりに取り組むなど、安心して暮らせるまちづくりが求められています

- 地域の誰もが、自分らしく生き生きと暮すために、子ども・高齢者・障がい者等への虐待の対策において、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)に基づく子どもの権利等の人権意識の啓発、早期発見のための体制強化と関係機関の連携が、継続して必要です。
- また、支援を必要としている方が生活の中で感じている困難についての理解を深める取組を行うことにより、心のバリアフリーを推進し、地域の誰もが安心して暮らせるまちづくりをしていく必要があります。
- 近年全国において、地震や台風・集中豪雨等の自然災害が増加しており、支援が必要な方を地域で支える、災害に備えるまちづくりが今後も必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、人にやさしい環境づくりが必要です。外出しにくくなった方、買い物に行きにくくなった方に対し、移動支援や移動販売などが今後も必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが地域で、より安心して暮らしていくためには、制度としての福祉サービスが利用できるだけでなく、誰もが支える立場になったり、支えられる立場になったりできる、豊かな支えあいの関係づくりや地域づくりが重要です。

このため本市では、第3期計画において、「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田」を基本理念として、地域福祉を推進してきました。

本計画においても、第3期計画の基本理念を踏襲し、地域福祉を推進していきます。

誰もがお互いに支えあい、
自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田

2 基本目標

基本目標1 地域のつながりを大切にする支えあいのまち

地域の交流を促進することで、身近な地域で人がつながり、支え合い、地域のみみんなが豊かな心で安心・安全に暮らせるまち、担い手も受け手もない、互いに支え合える関係のあるまちを目指します。

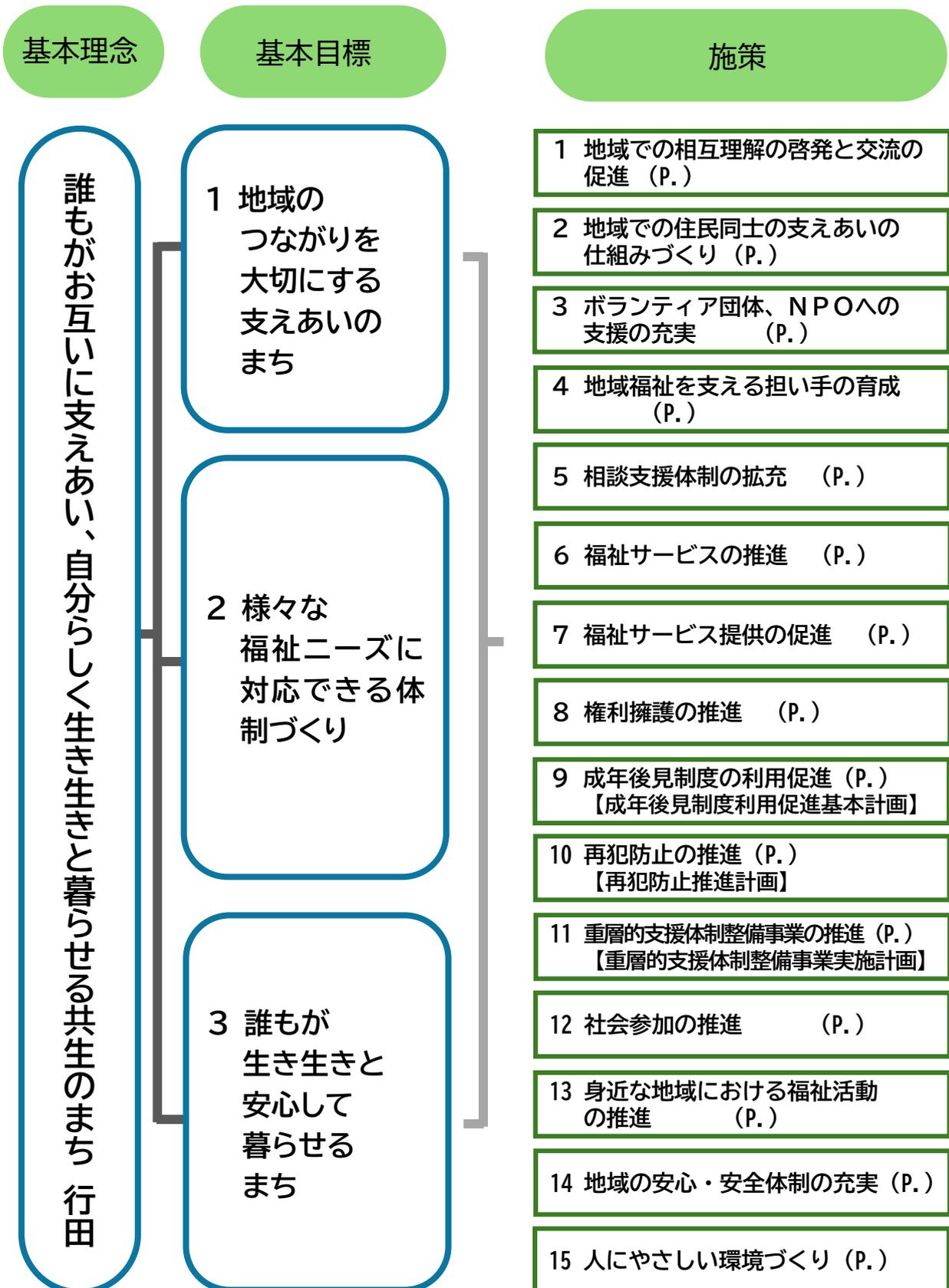
基本目標2 様々な福祉ニーズに対応できる体制づくり

地域で暮らす人々が支援の必要なときに必要な情報が得られ、気軽に相談できるまち、様々な課題を抱えて困っている世帯や人を受け止めるまちを目指し体制づくりを行います。

基本目標3 誰もが生き生きと安心して暮らせるまち

地域のみみんなが自分らしく生き生きと暮らし、支え合いの地域の活動が活発に行なわれ、災害が発生しても安全、安心して暮らせ、福祉のこころを育むことで、障がいのある人もない人も、支援が必要な人もそうでない人も、一人ひとりの多様性を認めあい地域で共に暮らしていくまちを目指します。

3 施策体系



第4章 施策の展開

(1) 地域での相互理解の啓発と交流の促進

現状と課題

- 核家族化の進行や個人の意識の変化により、隣近所同士の地域での付き合い、関わりが希薄化しています。支えあい、助けあいが必要と思う市民も徐々に減りつつあります。加えて、アパート等の住民や転入者、外国籍の住民は、地域と交流の機会を持ちにくい状況にあると考えられます。
- 住民一人ひとりが、日頃から近所づきあいや、地域でのつながりを大切にする意識を持つことが必要です。
- 支えあいの意識を醸成するとともに、地域で孤独・孤立が起こることを防ぐために、住民がつながるための地域の交流、つながりづくり、場づくりが必要です。

施策の方向性

- 隣近所とのつながりを大切にし、地域コミュニティを育みます。
- 地域コミュニティの育成のため、様々な啓発を行います。
- 住民同士の交流の場を創出し、地域への理解を深める取組を進めます。

市の施策と取組

○地域コミュニティの再構築
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治会加入の推進を図るための促進チラシを作成・配布 ➢ 転入者等への周知・啓発 ➢ 市ホームページ、SNS※での周知・啓発 ➢ 外国人のためのサポート窓口を設置し、多言語による自治会加入促進チラシを作成・配布
○地域ネットワークの確立
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 認知症や障がいなどに関する地域の理解を深めるための啓発 ➢ 地域支援ネットワーク会議の開催

※SNS(エスエヌエス):Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。代表的なものに、Facebook、X(旧Twitter)、LINEなどがある。

○地域で開催されるイベントや交流事業への参加促進のための情報提供

- 広報紙、市ホームページ、SNSへの掲載、ポスター・チラシによる情報提供
- 民生委員・児童委員や地域包括支援センター相談協力員(愛称:地域包括サポーター)、いきいき・元気サポーター等への情報提供

社会福祉協議会の施策と取組

○住民同士の相互理解を深めるためのイベントの開催、支援

- 障がいの有無や世代間の垣根を越えた交流の場の提供・支援

○自発的な交流の場、仲間づくりの場の創出及び支援

- 既存のいきいきサロンを充実させるための支援と新規開設に向けた積極的な働きかけ
- 地域や民間企業と協力した、地域住民の集いの場設置を促進

市民一人ひとりができること

- 顔を合わせたらあいさつするよう心がけ、ご近所とのコミュニケーションをもちます。
- 近所づきあいを大切にして、日頃から助け合える関係をつくります。
- 家に閉じこもらずに、イベントやいきいきサロン、シニアクラブ、子育て交流などに積極的に参加します。

(2)地域での住民同士の支えあいの仕組みづくり

現状と課題

- 高齢者のひとり暮らしや高齢の夫婦のみの世帯の増加や、頼れる家族が近くにいない共働き世帯の増加により、世帯が抱える困りごとは増えています。また、地理的条件による地域特有の困りごともあります。
- いきいき・元気サポーターやファミリー・サポート・センターの担い手の高齢化などによりサポート体制が不足しています。
- 様々な困りごと、すなわち地域生活課題を解決するためには、身近な地域を単位として、地域住民が主体となった取組を広げていく必要があります。
- 「ささえあいミーティング」の開催や「支えあいマップ」の作成などで、地域ごとの課題が共有され、地域住民による支えあいの取組が行われています。しかしながら、新たな課題は引き続き上がっており、今後も継続した活動が求められます。
- 地域における支えあいの仕組みを浸透させ、発展させるための取組が求められています。

施策の方向性

- 広報紙、市ホームページ、SNS などを活用し、有償ボランティアを積極的に募集します。
- 地域生活課題を解決するための話し合いの場をつくり、地域課題を「我が事」と考え、誰もが地域活動に参加しやすい仕組みをつくりまます。
- 各地区における自治会等での地域福祉活動、地域での見守り活動が展開されるよう活動を支援します。

市の施策と取組

○地域の見守り活動の充実
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域安心ふれあい事業 ➢ 子ども見守りボランティアの実施 ➢ 住民を犯罪等の被害から守るための活動の推進 ➢ 防犯パトロールによる見守り ➢ 自治会等見守り活動の支援
○いきいき・元気サポーター※の育成・活動支援
<ul style="list-style-type: none"> ➢ いきいき・元気サポーターの登録促進、情報提供
○ファミリー・サポート・センター※事業
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協力会員の確保、マッチング

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

※いきいき・元気サポーター：高齢者や障がい者等の日常生活における困りごとに対し、見守りや生活援助、買い物支援などの支援を行う有償ボランティア。

※ファミリー・サポート・センター：地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

○地域安心ネットワーク協定※の促進
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域安心ネットワーク協定事業所との連携による見守り活動及び協定事業所の新規開拓
○自治会、民生委員・児童委員、地域支援者などの活動及び市、社会福祉協議会の連携体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治会連合会等が開催する各種会議に参加し、地域課題を共有 ➤ 新任自治会長研修や民生委員協議会の会議において、地域福祉の取組について情報提供
○地域住民が情報や意見交換ができる場の情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域支援ネットワーク会議を開催、民生委員・児童委員、地域包括支援センター相談協力員(愛称:地域包括サポーター)への周知 ➤ 生活支援体制整備協議体の会議を開催し、「通いの場」の設置等の取組についての情報共有
○地域生活課題の共有・周知の促進
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ささえあいミーティングについて広報紙等で周知

社会福祉協議会の施策と取組

○地域の主体性や自主性を大切にした支えあいの仕組みづくりを支援
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の実情に合わせた「支えあいマップ」づくりの更なる推進 ➤ コミュニティソーシャルワーカー※による地域の支えあいの仕組みづくりの支援 ➤ 地域の課題等について話し合う場への積極的な参加
○地域内の住民同士による福祉活動の充実
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種事業のボランティアのスキルアップの講座、研修会の開催 ➤ ボランティア同士がバランスよく活動できるためのグループ支援の充実

市民一人ひとりができること

<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者、子育て家庭などが地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみで見守り活動を進めます。 ○地域の会合など地域活動に積極的に参加します。 ○「支えあいマップ」の作成・活用により、地域での助け合いの関係を築きます。 ○児童・生徒の登下校時などにあわせて、健康づくりのための散歩をしながら、見守り活動を実施します。
--

※地域安心ネットワーク協定:高齢者や障がい者等、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう市が事業所とともにネットワークをつくり、日常的な見守りを強化して、孤立死、虐待等の発生を未然に防ぐことを目的とした協定。

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

※コミュニティソーシャルワーカー：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や地域住民の組織化などの地域支援を同時並行的に推進していく人のこと。

(3) ボランティア団体、NPOへの支援の充実

現状と課題

- 子育てサークルや障がい者団体等の様々な当事者組織、NPOなどが、それぞれの目的を達成するための活動を行っています。
- ボランティアや地域の助けあい活動に興味がある人は減りつつあります。ボランティア団体の高齢化が進み、活動の継続が困難なボランティア団体も見受けられます。
- 福祉活動の担い手であるボランティア団体やNPOの活動を更に活発化するためには、活動の担い手を増やすとともに、各団体の活動を支援し、団体間の連携を図ることが求められています。

施策の方向性

- 社会福祉協議会のボランティアセンター、市の市民活動サポートセンターが市民活動の拠点となって、多様なボランティア団体やNPO、各種団体の活動を支援します。
- 定年を迎えた方や若い世代の方など、ボランティア活動に興味や関心がありながら、参加の機会が得られなかった方々に、ボランティア活動のきっかけづくりとなる取組を行います。

市の施策と取組

○市民公益活動※の活性化
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民活動サポートセンター内にボランティアセンターに関する情報コーナーを設置 ➢ 市政情報コーナーを活用した情報発信
○当事者組織による地域福祉活動の支援
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常生活の困りごと支援、見守り支援、介護予防などの健康づくり支援のさらなる充実 ➢ 広報紙や市ホームページ、SNS、チラシ等の広報媒体を積極的に活用し、子育てサークル・グループを募集
○福祉団体、市民団体、ボランティア団体やNPO法人などの各種団体活動の支援
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民活動団体の活動発表の場を提供 ➢ 運営に関する相談支援

※市民公益活動：①市民による自主的な活動であること、②非営利であること、③本市を基盤とした活動であること、④市民の利益や社会全般の利益を図る活動であること、⑤宗教や政治を目的とする活動ではないこと、⑥社会秩序を乱したり市民生活に脅威を与える活動ではないこと、以上の条件を満たす活動。

社会福祉協議会の施策と取組

○ボランティアセンターの運営及び機能を強化
➤ ボランティア掲示板やホームページ、SNSを活用した最新情報の提供
➤ ボランティアコーディネーターの資質向上
○市民が気軽にボランティア活動を始められるきっかけづくりの支援
➤ あらゆる世代が気軽に参加できるボランティア講座の開催
○他分野との協働によるボランティア活動の充実
➤ 市民活動サポートセンターと連携を図るための定期的な連絡会の開催

市民一人ひとりができること

- ボランティアに興味を持ち、ボランティア講座などに積極的に参加します。
- 地域での福祉活動やボランティア活動について関心を持ちます。
- 近所の人や友達などと誘い合い、ボランティア活動へ参加します。
- 家庭や地域で福祉について考え、話し合える機会をつくれます。

(4)地域福祉を支える担い手の育成

現状と課題

- 地域では、様々な人材が地域づくりのために活動しています。
- ボランティアや地域の助けあい活動に興味がある人は減りつつあります。また、民生委員・児童委員において、やりがいを感じるものの、負担感がある人が多くなっています。高齢者が増える一方で生産年齢人口が減少している状況とも相まって、地域福祉の担い手の確保が課題となっています。
- 「ささえあいミーティング」では、「地域活動に参加したいがきっかけがない」、「実際の活動の場がない」などの意見が出されました。
- 一人ひとりの福祉への関心を高めるとともに、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みをつくり、人材育成と地域の福祉力を高めるための活動に力を入れる必要があります。

施策の方向性

- 現在実践している地域支援者への研修、ボランティアの確保・育成や市民大学での活動支援などにより、地域福祉を担う人材を育てます。
- 次世代の担い手を育成するため、福祉教育の充実を図ります。
- それぞれの地域で活躍できるような仕組みや環境を整えます。

市の施策と取組

○地域活動への意欲を持った人材の発掘及び育成
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「いきいき・元気サポーター」の登録を推進 ➢ ファミリー・サポート・センター事業の充実
○地域支援者に対し研修会を実施
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民生委員・児童委員、地域包括支援センター相談協力員(愛称:地域包括サポーター)等の研修の実施 ➢ 県等の機関が実施する研修への民生委員・児童委員の派遣 ➢ いきいき・元気サポーター研修会において、交流会及び外部講師によるボランティア講座を実施 ➢ 広報紙等による活動の周知
○担い手育成のための生涯学習や社会教育など誰でも気軽に参加できる事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 行田市民大学の活動支援 ➢ 出前講座の利用促進 ➢ 子ども達による地域交流の促進

社会福祉協議会の施策と取組

○新たな地域福祉の担い手の育成・支援

- 家庭、学校、地域における福祉教育の積極的な推進
- 地域福祉の担い手を育成するための講座等の開催

○地域づくりや生活支援を行う担い手の受け皿づくり

- 広報等を活用して、福祉活動の場の提供

市民一人ひとりができること

- 家庭や地域で福祉について考え、話し合える機会をもちます。
- 福祉に関心を持ち、ボランティア講座や研修会に積極的に参加します。
- 地域での交流の場をつくり、家庭・地域が一体となり、福祉の輪を広げます。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らすために、地域福祉が目指す「地域共生社会」について理解します。

(5) 相談支援体制の拡充

現状と課題

- 必要な福祉サービスを利用できるよう、市民が困ったときに相談に乗り、最新の情報を伝えることができる相談窓口の充実や、市民と行政、地域と支援関係者のネットワークづくりを進めることが求められています。
- 高齢、障がい、子育て、生活困窮等の福祉分野ごとの相談体制では対応が困難な、複合化・複雑化しているケースが問題になっています。

施策の方向性

- サービスを必要とする方が、情報を適切に得ることができるよう、広報紙やホームページ、**SNS**等で情報提供に努め、必要に応じ相談機関等につなぎます。
- 自立のために必要なサービスを適切に紹介するとともに、各種相談体制を充実させるため、関係機関等との連携を図り、速やかな支援を図ります。
- 生活課題を「丸ごと」受け止める相談体制づくりを行います。
- 各相談窓口の連携及びネットワークの充実を図ります。

市の施策と取組

○どこの窓口でも丸ごと受け止め支援につなげる相談支援体制づくり
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 相談支援体制の充実 ➢ 健康福祉部や教育委員会、市民生活部などにおいても、適切な支援へとつなげる体制を継続 ➢ 専門的な資格の取得及び資格を有した職員の配置 ➢ 職員研修(待遇等)の実施
○相談体制の強化のため、保健医療福祉の関係者、関係機関との連携ネットワークの充実
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 巡回相談(保育園、幼稚園等)等の実施 ➢ スクールソーシャルワーカーの充実 ➢ 県の機関や医療機関との連携の強化 ➢ ひきこもり、貧困対策、自殺防止対策等への取組の実施
○虐待・DV※相談への対応
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各種相談機関への相談体制の確立

※DV:ドメスティックバイオレンス(domesticviolence)の略で、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。

社会福祉協議会の施策と取組

○様々な相談窓口と連携した総合的な支援
➢ 複合的な課題を抱える世帯に対し、それぞれのニーズに応じた相談支援の実践
➢ 状態に合わせた医師や各専門職の訪問支援の実践
○幅広い相談に対応できる体制づくり
➢ 幅広い相談に対応できるように職員の相談援助技術のスキルアップ研修の実施
○相談者に寄り添った支援
➢ 相談者の立場や状況に応じた相談支援の実践
○コミュニティソーシャルワーク機能の充実
➢ 様々な生活課題を抱える世帯に対して、公的なサービスだけではなく、地域資源と結びつける支援の実践

市民一人ひとりができること

- 地域で困っている人がいたら、進んで声かけをします。
- 困りごとや悩みごとがあれば、一人で悩まず、家族やご近所、地域の民生委員・児童委員等へ相談します。

(6)福祉サービスの推進

現状と課題

- 要介護認定者数、療育手帳や精神障害保険福祉手帳の保持者、生活保護受給者など、福祉の支援の必要な方が増えています。また、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えているほか、認知症患者数、高齢の親と未婚の50歳以上の子からなる世帯も増加しています。
- 核家族化等により子育ての孤立化が危惧されています。また、こどもたちには地域の身近な場所に、「ここに居たい」と感じられる、家でも学校でもない第三の居場所が必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、増加する様々な福祉課題やニーズに対応するため、公的な施策のみならず、住民同士の支えあいや民間団体・事業者等の地域資源をも活用した支援の仕組みづくりが求められています。

施策の方向性

- 公的な各種福祉サービスをニーズの変化に応じて見直していくとともに、多様化・高度化する福祉課題に向けた住民参加・協力を進め、福祉活動の充実を図ります。

市の施策と取組

<p>○高齢者福祉サービスや介護保険サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 必要な方へのサービス提供 ➢ 在宅での医療介護サービスの充実 ➢ 医療と介護の連携の推進
<p>○課題に応じた障がい者福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 就労相談体制の充実 ➢ 住み慣れた地域の中で、自立した生活を送るための支援 ➢ 社会福祉士の資格を持った職員の活用
<p>○子育て支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ おうち子育て支援事業(こども誰でも通園制度)の実施 ➢ 多世代と交流できる「こどもの居場所づくり」を推進 ➢ 地域子育て支援拠点※を7か所開設し、未就学児及びその保護者が集うことのできる場を提供 ➢ きっずプラザあおい、児童センターでの交流の場の提供 ➢ 子どもが安全に遊べる屋内型公園機能等の充実 ➢ ひとり親家庭への支援 ➢ 病児・病後児保育の実施

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

※地域子育て支援拠点:就学前の子どもとその親が気軽に遊べ、子育てに関する講座の受講や意見交換、情報交換ができる場所。

○新たな福祉課題に対応できるサービス基盤の整備
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「自立相談支援事業」及び「学習支援事業」の実施 ➢ 学習支援事業(対象:高校生まで)の充実 ➢ 買い物支援・地域の交流の場づくりとして、移動販売実施事業者による移動販売の実施
○健康寿命の延伸に役立つ情報提供及びその人に合った健康増進活動の総合的な支援の推進
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 健康相談や健康教室等の実施 ➢ 特定健診、がん検診の受診にむけた取組
○サービス事業所等による自己評価や第三者による評価制度の推進
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県監査指導に同行し、事業者の自己評価に対する適切な指導 ➢ 運営推進会議に参加するとともに、事業所の状況把握と助言を実施
○インフォーマルサービス※の充実
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 制度の狭間に陥っている方に対する、住民の参加・協力による福祉活動の充実
○生活困窮者自立支援事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 複合課題を抱える世帯の支援を行うため、関係機関との横断的な支援体制の構築

社会福祉協議会の施策と取組

○インフォーマルサービス※の充実
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 制度の狭間に陥っている方に対する、住民の参加・協力による福祉活動の充実
○生活困窮者自立支援事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 複合課題を抱える世帯の支援を行うため、関係機関との横断的な支援体制の構築

市民一人ひとりができること

- 社会福祉協議会が実施している住民参加型サービスに関心を持ちます。
- 無理のない範囲で住民参加型サービスに参加します。
- 地域で支援を必要としている人に情報を提供します。
- 社会福祉協議会が実施している「フードドライブ※」に協力します。

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

※インフォーマルサービス:自治体や専門機関など、フォーマル(正式)な制度に基づき提供される支援ではなく、地域やボランティアなどによる制度に基づかない非公式な支援。

※フードドライブ:家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらを福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

(7)福祉サービス提供の促進

現状と課題

- 支援を必要とする方が、必要な支援を受けるためには、市民に福祉情報が届き、相談窓口を把握して、相談窓口に出向くことが必要です。
- 高齢者や障がい者の中には、福祉サービスがよく分からないという人、申請の手続きに自信がない人や面倒だと感じる人が少なくありません。
- 市の相談支援機関によっては、市民に十分に知られていない状況があり、各相談機関の周知を強化することが必要です。また、窓口へ行けない人などに対する、相談や申請、情報把握のためのデジタル化の推進といった、電子申請サービスなどの推進が市民に求められています。
- 課題を抱える住民を支援機関につなぐ役割を担っている民生委員・児童委員の活動を進めやすくするために、福祉制度や事例等の情報提供の充実が求められています。

施策の方向性

- すべての市民が必要なときに必要な情報を得ることができ、一人ひとりの状況に合った福祉サービスを受けることができる仕組みをつくります。

市の施策と取組

○福祉サービスに関する情報発信

- 福祉サービスや各種事業の開催について、広報紙や市ホームページ、SNS、チラシ等による周知
- 各種パンフレット・チラシの随時更新
- 民生委員・児童委員や自治会からの情報提供
- 市民がのぞむサービス・支援の調査

社会福祉協議会の施策と取組

○身近な相談支援のネットワークを活用したサービス利用の促進

- 民生委員・児童委員や地域活動実践者などと協働し、適切なサービスが受けられるように支援

○コミュニティソーシャルワーカーの配置

- 地域課題に対して住民が主体性を持って取り組むための支援の実施

○広報等による情報発信の充実

- 誰にでもわかりやすい福祉情報の発信

市民一人ひとりができること

○「市報ぎょうだ」や「社協だより」、市や社会福祉協議会のホームページ、SNSを活用します。

○いきいきサロンなどの地域の会合で有益な情報を参加者に伝え広げていきます。

(8) 権利擁護の推進

現状と課題

- 幼児や高齢者、障がいのある人などへの配慮や支援が必要な人に対して、家庭内や福祉施設等での虐待が表面化してきました。
- 地域の誰もが、自分らしく生き生きと暮すために虐待が起こらないまちを目指すために、高齢者・障がい者・子ども等への虐待の対策において、人権意識の啓発、早期発見のための体制強化と関係機関の連携が、継続して必要です。
- 行政が関係機関と連携し、虐待やDV問題への迅速かつ確実な対応を図ることが求められています。

施策の方向性

- 一人ひとりの人権に対する意識を高め、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人の権利が守られる地域づくりを推進します。
- 虐待やDVの早期発見・防止のため、日頃から関係機関との連絡体制を整えます。

市の施策と取組

○虐待防止体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県や医療機関、各施設、児童相談所等と連携した虐待の早期発見・対応 ➢ 地域で早期に虐待を発見できる体制の確立 ➢ 虐待防止に向けた啓発 ➢ 断らない相談支援体制により、複合的な虐待は関係機関と連携して対応
○認知症やDVなどへの理解を進めるための啓発
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 認知症サポーター養成講座、認知症を考えるフォーラムの開催 ➢ 認知症サポーター養成講座の拡大 ➢ サポーターのフォローアップ研修、介護者教室、認知症カフェの支援 ➢ 男女共同参画推進センター内にDV関係パンフレットを配架 ➢ 広報紙にDV防止啓発記事を掲載 ➢ 「女性に対する暴力をなくす運動」週間の実施
○家庭、学校、地域などの場で福祉教育の積極的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区別研修会の開催 ➢ 人権啓発映画上映会、人権教育合同学習講演会の開催 ➢ 人権広報紙の発行 ➢ 人権教育推進協議会等の団体と協力し、研修会の開催 ➢ 福祉教育など様々な人権課題について研修や啓発などの実施

社会福祉協議会の施策と取組

○関係機関との連携による虐待の早期発見

- 行田市社会福祉協議会が進める高齢者、障がい者、子育て、生活困窮者の事業において、発見した虐待の情報を市の関係者に直ちに伝えるための、関係機関との連携

市民一人ひとりができること

- 人権尊重の意識を高めます。
- 身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけます
- 虐待やDVに気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡します。

(9)成年後見制度の利用促進 【成年後見制度利用促進基本計画】

現状と課題

- 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方に対して、財産の保護や契約の支援をする権利擁護サービスは、**高齢化、単独世帯の高齢者の増加等により二重の増加・多様化が見込まれ、普及・利用促進を進めていく必要があります。**
- 本市においても、高齢化率が上がり、認知症高齢者が増加することが推測されており、自身で物事を判断することが難しい人が増えていくと想定されます。
- 誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護に関する取組や成年後見制度の理解や活用・推進がますます重要になっています。
- また、ひとりで決められるうちに、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)を契約で決めておく任意後見は、自分らしい生き方を自ら決めることができる制度であり、周知を図ることが求められています。

施策の方向性

- 判断能力が不十分な人でも、適切に制度やサービスが利用でき、権利が守られ、その人らしく生きることのできる地域を目指します。
- 成年後見制度の利用促進及び諸課題の解決のため、成年後見センターを早期に設置し、**県や関係機関**との協議会の運営により、権利擁護の相談・支援体制の充実を図ります。
- 判断能力の不十分な方などのため、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れの支援を行うあんしんサポートねっとを実施します。**
- 社会福祉協議会の法人後見を推進し、制度の周知を図ります。

市の施策と取組

○成年後見制度利用支援事業の利用促進

- 成年後見センターの**早期設置と運営**
- 埼玉県成年後見制度利用促進協議会及び同協議会熊谷地区協議会の関係団体との利用促進の協議
- 弁護士、司法書士、社会福祉士等の各種専門職や家庭裁判所等の各関係機関と連携し、広報及び相談支援体制を整備
- 市長申立を行い制度の利用を促進
- 成年後見制度利用促進の普及啓発

○任意後見制度の利用促進

- **任意後見制度(判断能力低下前に、本人の希望で後見人を決める制度)の周知・広報**

社会福祉協議会の施策と取組

○法人後見事業の利用促進
➤ 講演会や講座などによる成年後見制度、法人後見事業の利用の促進
○権利擁護に関わる新たなサービスの検討
➤ 親族に頼れないなどの理由で将来に不安を抱えるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に新たなサービスの検討
○あんしんサポートねっと(福祉サービス利用援助事業)の実施
➤ 判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れの支援
○成年後見センターの設置検討と運営
➤ 成年後見制度の普及及び促進を目的として、各種専門職との連携を図り、市民の権利を擁護するための成年後見センターの設置の検討と運営
○市民後見人養成講習会の開催
➤ 後見人の不足に対応するために、市民後見人の育成と確保を進める

市民一人ひとりができること

- 将来を見据え、成年後見制度への関心を持ちます。
- 判断能力が不十分になったときに備えて、成年後見制度について理解を深めます。
- 制度について知らない人に情報提供します。

(10)再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】

現状と課題

- 罪を犯した人の多くが、「立ち直りたい」という気持ちを持ちながら、就労や住居の確保が困難などの環境に置かれ、再び犯罪に手を染めてしまうことが見受けられます。
- 誰もが社会において孤立することなく、生活の安定を得て再び社会の一員となるよう支援することが求められています。
- 本人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 立ち直りを支援する人(保護司)が地域で安心して活動ができる環境整備が必要です。
- 再犯防止に関しては、ある程度知られているもののまだ不十分な面も見られ、意識啓発や理解の一層の推進が重要となっています。

施策の方向性

- 犯罪をした人の立ち直りを支援し、「誰一人取り残さない」社会を目指すとともに、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。
- 保護司が地域で安心して活動できる環境整備を支援します。
- 立ち直り支援に関する広報・啓発活動や更生保護団体の活動支援を中心に据え、住居・就労、保健・福祉などをはじめとする地域福祉全体の施策による包括的支援を進めます。

市の施策と取組

○更生保護の理解促進
➢ 更生保護に関する市民の関心と理解を促進のための、本市のホームページやSNS、広報紙などの媒体を活用した広報・啓発
○更生保護活動の支援
➢ 保護司会や更生保護女性会などの更生保護ボランティア団体等と連携を図り、更生保護活動への支援
○社会を明るくする運動の推進
➢ 社会を明るくする運動を通して、犯罪や非行の防止及び再犯防止のための啓発
○生活困窮者の自立相談支援事業の活用
➢ 刑務所や少年院などから出所したあと、仕事や住むところがないなどの理由から生活に困窮している方に対しては、生活困窮者の自立相談支援事業を活用した包括的な支援を実施

○再犯防止や非行などの相談機能の充実

- 保護司が安心して活動できる環境整備の支援
- 各種相談機関との連携した相談体制の確立

社会福祉協議会の施策と取組

○生活困窮者自立支援事業の実施

- 住宅費を支給及び就労等の相談支援といった、経済的自立や日常生活の自立、社会的自立のための様々な支援を個別的、包括的に行います。

市民一人ひとりができること

- 犯罪や非行防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への理解を深める。
- 立ち直ろうと努力する人を受け入れ、見守る。

(11)重層的支援体制整備事業の推進 【重層的支援体制整備事業実施計画】

近年、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、一つの世帯に複数の課題が存在し、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった、これまでの福祉分野別の支援では対応が難しいケースが増え、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題を解決する一つの手法として、令和3(2021)年の社会福祉法改正で創設されたのが、重層的支援体制整備事業です。

この事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を一体的に実施するものです。

また、これまで個人情報の壁により支援が困難だった事案も、会議の構成員に対する守秘義務を設けた会議体である支援会議を開催することにより、関係者間で情報共有を図り、早期発見・早期支援を目指します。

現状と課題

- 市や相談支援事業所において複雑化・複合化した相談に対応するケースが増えています。また、8050世帯のひきこもり状態にある人の支援を求める声も挙がっています。
- 複雑化・複合化した問題に対する包括的な支援を進めるため、本市においても、重層的支援体制を整備していくことが求められます。

施策の方向性

- 重層的支援体制整備事業を実施し、包括的な支援体制を整備することにより、地域共生社会※の実現を目指します。

※地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

【重層的支援体制整備事業について】

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業においては、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するため、以下の3つの支援とそれぞれに位置付けられた個別の事業を一体的に実施します。

1 相談支援

本人や世帯の属性や世代、相談内容に関わらず世帯を丸ごと受け止める相談支援(多機関が協働した支援、アウトリーチによる訪問支援を含む漏れのない支援)

- (1) 包括的相談支援事業
- (2) 多機関協働事業
- (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

2 参加支援

本人や世帯のニーズや状態に合わせ、地域の社会資源を生かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援(新たな社会資源への働きかけや、既存の社会資源の拡充を図り、ニーズや状態に合った支援メニューをつくる)

- ・参加支援事業

3 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

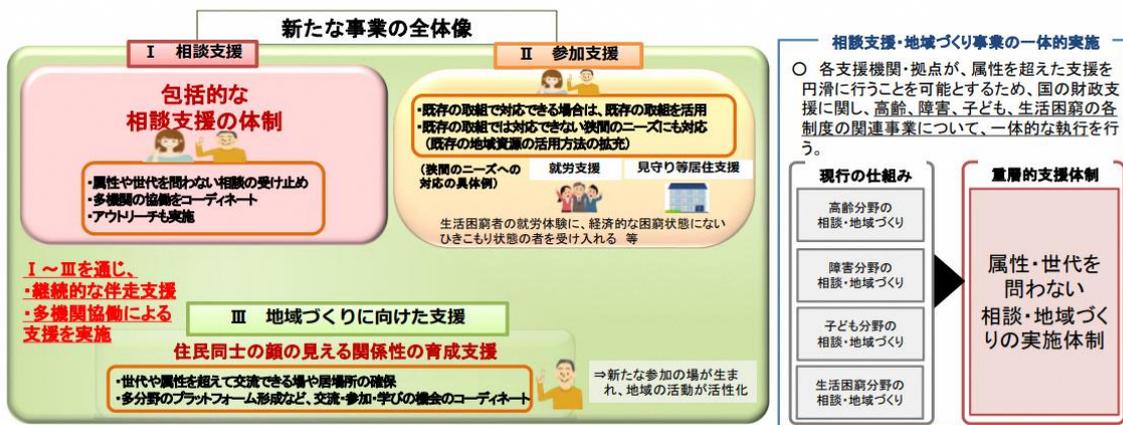
- ・地域づくり事業

重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



出典：厚生労働省「改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業の創設について」

(2)重層的支援体制整備事業の内容

重層的支援体制整備事業は、下に示す5つから成り、これらが一体的に展開され、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築するものです。

事業名	事業内容
1-(1) 包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークで対応する ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
1-(2) 多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援関係機関の役割分担を図る
1-(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が届いていない人に支援を届ける ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
2 参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会とのつながりをつくるための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
3 地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

出典:「重層的支援体制整備事業における各事業の概要」を一部改変(厚生労働省)



重層的支援体制整備事業の実施事業について

1-(1) 包括的相談支援事業

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの各分野で実施されている既存の相談支援を継続して進めるとともに、相談者の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める「断らない相談支援」を健康福祉部内の各窓口で推進します。また、相談支援にあたっては、庁内外との連携強化を図り、多機関による漏れのない受け止め体制を構築することで、切れ目のない支援を行う体制整備を進めます。

国の事業区分	市該当事業名	機関名等	設置数	運営形態	担当課
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター	5	委託	高齢者福祉課
相談支援事業	障害者基幹相談支援事業	北埼玉基幹相談支援センター	1	委託	福祉課
利用者支援事業	こども家庭センター運営事業	こども家庭センター	1	直営	こども家庭センター
	保育コンシェルジュ事業	保育コンシェルジュ	1	直営	子ども未来課
	子育て包括支援センター運営事業	子育て包括支援センター	1	直営	こども家庭センター
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援センター	1	委託	福祉課

1-(2) 多機関協働事業

これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野別の支援では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対して、制度や分野を超えて多機関が協働して支援ができるよう、研修会やワークショップ、意見交換会などを通し、多職種の顔の見える関係の構築や多機関協働の意識醸成を進めます。また、複雑化・複合化した支援ニーズに対し、よりよい協働支援に向け、状況に応じ、「支援会議」及び「重層的支援会議」を随時開催し、情報の共有や支援の方向性の整理、支援プラン作成、支援関係機関の役割分担などを実施します。

事業	実施主体・人員配置	運営形態	担当課
地域共生社会推進事業	市 地域共生社会推進課	直営	地域共生社会推進

1-(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、各分野の相談支援機関等との連携や民生委員・児童委員をはじめとした地域支援者との連携を通し、地域の状況を共有し、支援が必要な地域住民及びその世帯の把握を行います。地域社会からの孤立が長期にわたる、ひきこもり状態など、必要な支援が届いていない地域住民及びその世帯に対しては、継続的な訪問により、信頼関係の構築と世帯の状況を把握し、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言など、包括的かつ継続的な支援を推進します。

事業	実施主体・人員配置	運営形態	担当課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ支援員(訪問支援員)配置	委託	地域共生社会推進課

2 参加支援事業

課題を抱える個人のニーズや状態に合わせた社会とのつながりをつくるための支援を行います。

例えば、既存の支援制度では対応できない、ひきこもり状態の人や孤立しがちな人などの状態やニーズなどに対して、地域の社会資源等を活用して、さまざまな集いの場や居場所などの社会とつながる支援やボランティアや職業体験などの就労支援、状態・状況に応じた学習支援など、社会とのつながりをつくるための支援を行います。

本人や世帯のニーズや状態に合わせ、地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。

事業	実施主体・人員配置	運営形態	担当課
参加支援事業	参加支援員配置	委託	地域共生社会推進課

3 地域づくり事業

高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしながら、必要がある場合には世代や属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、共助の基盤づくりを進めます。また、地域で実施されている個別の活動や人の把握も行い、地域住民に身近な圏域を中心として、「人と人」「人と資源」などのつなぎ合わせやコーディネートを行い、顔の見える関係の構築や気にかけて合う関係性がさらに広がるような地域づくりを進めます。

国の事業区分	市該当事業名	実施内容	運営形態	担当課
地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加できる介護予防活動を行い、心身機能の向上と交流機会の創出を図る。	直営・補助	高齢者福祉課
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	地域課題や社会資源の把握を行い、課題と資源のマッチングや新たなサービスの創出、関係機関とのネットワーク構築を図り、多様な日常生活の支援体制の充実を図る。	直営・委託	高齢者福祉課
地域活動支援センターの基本事業	地域活動支援センター運営事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流促進のための通所支援を行う。	委託	福祉課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子などが気軽に集い、子育て等に関する情報交換や相談などができる拠点の運営や活動支援を行う。	委託・補助	子ども未来課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	子ども等多世代の居場所づくり支援事業	子ども食堂や多世代参加型食堂、多世代交流拠点等の運営を推進することで、世代や属性を超えた交流の機会を確保する。	補助	子ども未来課
	安心生活創造事業	地域福祉の担い手を育成し、市民が地域で相互に支え合う仕組みづくりを進めるとともに、市民同士がボランティアとして必要な支援を提供する仕組みを構築する。	直営	地域共生社会推進課

4. 会議体の設置・運営

市で重層的支援体制整備事業を運営するにあたり、下記の会議を適宜開催します。

(1) 重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン(個別支援計画)の策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

この会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、①プランの適正性の協議、②プラン終結時等の評価、③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の3つの役割を果たすことが求められます。

開催頻度:随時

根拠法令等:行田市重層的支援体制整備事業実施要綱、行田市重層的支援会議実施要綱

(2) 支援会議

複雑化・複合化した課題等があり支援が必要である(と思われる)にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

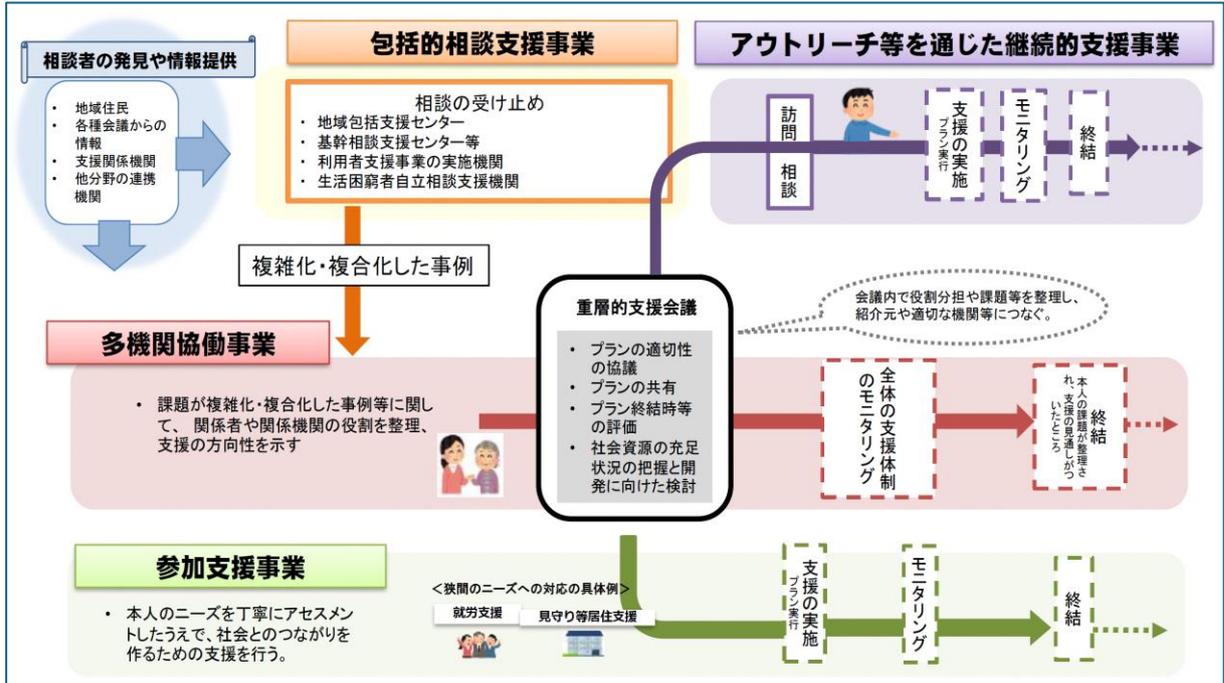
この会議は、法第 106 条の 6
の規定に基づき設置します。

開催頻度:随時

根拠法令等:社会福祉法、行田市重層的支援体制整備事業実施要綱、行田市支援会議実施要綱

行田市の重層的支援体制整備事業の全体像





第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

仮イメージ図案2(仮作成中) 国分寺市と船橋市、岡崎市事例から作成中
(行田市に当てはまるか、確認)

(12)社会参加の推進

現状と課題

- 高齢の方も若い方も、障がいを持つ方も、社会に参加することは、地域を活性化させ、つながりを深めるだけでなく、誰でも生き生きと暮らす地域づくりにとって重要です。
- 定年を迎えたばかりの人や元気な高齢者の多くは、社会と関わり、生きがいを持ち続けたいという思いを持っています。
- 子育て中の親や障がいのある人は、「支援に関する情報が十分に伝わっていない」、「集まり交流する機会や場所が十分でない」、「障がいに対する理解が得られにくい」などの理由から、社会との関わりが少なく、孤立につながりやすい状況が見受けられます。
- 地域で孤立、引きこもりの世帯への支援が求められています。

施策の方向性

- 誰もが自立し、住み慣れた地域で生きがいに満ちた生活が送れるよう、地域活動や就労の場を確保し、社会参加の機会づくりに努めます。

市の施策と取組

○高齢者が地域社会で活躍できる場の確保
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「いきいき・元気サポーター」の登録を推進 ➢ いきいきサロン参加を促進するための情報提供 ➢ 自治会内の世代間交流の支援 ➢ シルバー人材センター※の支援
○ファミリー・サポート・センター事業の推進及び情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域子育て支援拠点でのポスター掲示など、ファミリー・サポート・センター事業の周知啓発
○地域における子育ての支援
<ul style="list-style-type: none"> ➢ こそだて応援訪問事業※の実施 ➢ 子育て支援サービスの充実 ➢ 子育て支援団体の利用促進 ➢ おうち子育て支援事業(こども誰でも通園制度)の実施

※シルバー人材センター：高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。

※こそだて応援訪問事業：6歳以下の未就学児のお子さんがある家庭に、子育て経験のある相談員が定期的に訪問し、子育てに関する悩みや不安をお聞きしたり、地域子育て支援センターやつどいの広場などへ出掛けるきっかけを提供するもの。

○障がい者の交流の場の提供
➤ 障がい者(児)スポーツ・レクリエーション大会の開催
○北埼玉障害者生活支援センターの利用促進やピアカウンセリング※の実施及び情報提供
○障がい者の就労支援施策の充実
➤ 共同委託の加須市・羽生市とともに、機能拡充や効率的な運営の実施
➤ 障がい児施策の充実
➤ 障がい者団体の活動の支援
○地域活動支援センター※事業の推進
➤ 「一日型」、「半日型」、「短時間型」の利用区分を設け、利用者のニーズに合ったサービスの提供

社会福祉協議会の施策と取組

○地域活動への参加意識の醸成
➤ 市民の地域福祉への意識醸成を図るため、「支えあいマップ」懇談会や「ささえあいミーティング」等の実施
○発達に心配や障がいを持つ未就学児への支援の充実
➤ 集団生活に適応できるように、様々な発達の視点を持ちながら療育を実施
○地域活動の発表の場づくり
➤ 地域活動に「生きがい」や「やりがい」を感じられるような活動の場の提供
○介護予防に関する普及啓発
➤ 出前講座「福祉ふれあい講座」や広報を通じて市民に広く普及啓発の実施

市民一人ひとりができること

- 地域でのコミュニケーションを大切にして、あいさつや声掛けを心がけます。
- 子育て中の親や障がいのある人など、地域で孤立しがちな人に声を掛けます。
- 地域での交流や活動に関心がある人には、参加を呼びかけます。
- 自治会など地域でのごみ拾い等ボランティア活動に参加をします。

※ピアカウンセリング:障がい者などが自らの体験に基づいて同じ仲間である障がい者などの相談に応じ、問題解決を図ること。

※地域活動支援センター:創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場。

(13)身近な地域における福祉活動の推進

現状と課題

- 誰でもいつかは支えが必要となる立場になる可能性があり、支える側と支えられる側が互いを理解するための取組を、あらゆる機会において続けていくことが必要です。
- ささえあいミーティングでは、「地域内での集まりが少なくなった」、「みんなが気軽に集える場が欲しい」、「ごみの仕分けができない人がいる」、「お店がないため、買い物が不便」などの様々な生活課題が挙げられました。
- 地域福祉活動に継続性を持たせるためには、地域住民の自主性・主体性が必要であり、地域課題を「我が事」と考える取組が求められ、その地域に即した活動が必要となります。

施策の方向性

- 地域ごとの課題解決に向けて、地域の実情に合わせた活動を支援します。
- 地域コミュニティが活性化されるよう、地域でのイベントやボランティア活動を積極的に支援します。
- 困ったときに助け合える関係をつくるために、地域活動へ参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 市内15地区において小地域福祉活動(P58)を推進し、地域住民が主体となり地域生活課題の解決に向けて取り組みます。

市の施策と取組

○自治会等の活動を支援
<ul style="list-style-type: none"> ➢ ささえあいミーティングへの活動をサポート ➢ 出前講座の充実 ➢ 地域の取組等を広報 ➢ ボランティア活動を支援
○各地区支援者の活動を支援
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民生委員・児童委員等の各地区の活動を支援 ➢ 困難事例解決のための意見交換
○福祉活動の推進に向けた取組
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の福祉活動に対する相談支援 ➢ ボランティア活動への取組を推進

社会福祉協議会の施策と取組

○小地域福祉活動の支援
➢ 自治会連合会各15地区の「ささえあいミーティング」を活用した地区ごとの地域福祉活動の支援
○地域の要援護者を支援する仕組みづくり
➢ コミュニティソーシャルワーカーと地域住民の連携、協働
○「支えあいマップ」の推進
➢ 社協だより、Facebookを活用し、先進地域の取組等の積極的な広報
○気軽に集える場・通いの場の創出・支援
➢ 身近な生活圏域における民間事業者と連携し、地域住民が気軽に集える場を創設
○安定した活動財源の確保
➢ 安定した活動を継続するための新たな自主財源の確保

市民一人ひとりができること

- 様々な人にふれあえるイベントや行事に積極的に参加します。
- 障がい者に対する理解を深めます。
- 近隣自治会との交流を深め、お互いの良いところを取り入れます。
- 転入者への自治会加入、自治会活動への声掛けを行います。
- 若い人も参加できる地域イベントを企画します。

(14)地域の安心・安全体制の充実

現状と課題

- 近年全国において、地震や台風・集中豪雨等の自然災害が増加しており、災害に備えた体制の充実が求められています。
- 災害発生時、自身で避難することが困難な人がいます。このような人々の避難誘導や安否の確認には、日頃から支援の必要な人の情報把握・情報共有が必要となります。
- 「避難行動要支援者名簿※」の作成を通して、災害発生時に支援が必要な人の情報を関係者間で共有し、迅速に対応できる体制づくりが求められています。
- 地震だけではなく、水害や竜巻などの自然災害を想定した地域での防災の取組が必要となっています。

施策の方向性

- 市民による自主的な防災活動を支援するとともに、日頃からの見守り活動が災害発生時など緊急時の支援行動体制に連動するような仕組みを構築し、安心して生活できる地域づくりに努めます。

市の施策と取組

○地域包括ケアシステムの推進
➢ 高齢者の住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域づくりを推進
○地域で見守る体制づくり
➢ 高齢者や子どもを犯罪等の被害から守る地域活動の推進
➢ 個人や地域で、災害時の被害を減らす減災への取組の推進
○自主防災組織の設立や運営に関する支援
➢ 過去に申請している団体への再申請の呼びかけ
➢ 未申請団体への新規申請に向け、自主防災組織のリーダーに申請利用を促進
○「避難行動要支援者名簿」の作成と「支えあいマップ」との連動
➢ 年1回、名簿情報を更新し、各自治会、民生委員・児童委員に提供
➢ 地域支援者に対し名簿制度の周知
➢ 避難行動における個別避難計画※の策定 推進

※避難行動要支援者名簿：平成25年の災害対策基本法改正により市町村に作成が義務付けられた、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿。

※個別避難計画：災害時に自力で避難が困難な人(要支援者)に対し、支援する人や経路などを個別にまとめた計画。

<p>○避難行動支援の取組についての周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難行動要支援者名簿作成にあたり、名簿掲載及び名簿情報の事前提供について、対象者の意向を個別に確認 ➢ 福祉避難所の協定を結ぶ施設の開設訓練の実施
<p>○個人情報の保護についての啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難行動要支援者名簿掲載にあったの本人の意向を調査 ➢ 避難行動要支援者名簿を地域支援者(自治会、民生委員・児童委員等)に提供するにあたり、取り扱いについての注意喚起 ➢ 関係各課と連携し、各種団体等の個人情報の取扱いについて指導 ➢ 広報紙やホームページ、SNSでの啓発
<p>○高齢者や障がい者への理解を進める機会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認知症サポーター養成講座、認知症サポーターフォローアップ研修、介護者教室、認知症カフェ、認知症を考えるフォーラムの開催

社会福祉協議会の施策と取組

<p>○災害時支援と防災意識の向上の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「支えあいマップ」を通じて、地域における災害時の支えあいや助け合いの促進 ➢ 住民の減災意識を高めるため、各事業を通じた啓発
<p>○災害ボランティアの育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害ボランティアの活動普及のため、「災害ボランティア養成講座」の実施
<p>○災害ボランティアセンターの円滑な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日頃から地域住民や各団体と連携して災害ボランティアセンターの立上げ訓練の実施
<p>○災害時の組織的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本赤十字社や近隣社会福祉協議会、関係団体との連携
<p>○職員の災害時行動に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害時に人命の安全や物的被害の軽減など迅速かつ的確な対応が図れるよう、災害時行動に関する研修の実施

市民一人ひとりができること

<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から住民同士のあいさつを心がけます。 ○自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、減災・防災に取り組みます。 ○日頃から住民同士のつながりや、助け合いの関係を築きます。 ○日頃から地域の見守りを実施します。 ○支援を必要とする人の把握や防災訓練など、災害時に備えて取り組みます。 ○「支えあいマップ」を定期的に更新します。 ○ハザードマップの確認や家庭内で備蓄品を備えます。

(15) 人にやさしい環境づくり

現状と課題

- 誰もが住み慣れた家や地域で安心して暮らせるよう、人にやさしい環境づくりが必要です。利用者の様々な状況に配慮した建築物の普及やバリアフリー※化、道路等の段差解消などが求められています。
- 急速に地域の高齢化が進む中、外出が困難な人が増えてくることが予測され、そのような人の日常生活を支援することが必要です。
- 外出しにくくなった方、買い物に行きにくくなった方に対し、デマンドタクシー、移動販売などの支援が今後も必要です。
- 身近で支援を必要としている高齢者や障がい者等が、生活の中でどのような困難を感じているか理解を進め、「他人事」ではなく、「我が事」と考えられる地域社会をつくる必要があります。福祉のこころの醸成、心のバリアフリーを推進するために、周知・啓発が求められています。

施策の方向性

- 誰もが住み慣れた家や地域で安心して暮らせるよう関係部局が連携して、バリアフリーのまちづくりに取り組みます。
- 公共交通による移動の利便性を向上させ、外出機会の創出につなげます。
- あらゆる場と機会を通して、福祉活動への理解・啓発に努めます。

市の施策と取組

○公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進
➢ 「行田市ユニバーサルデザイン指針※」の推進
○外出しやすいまちづくりの促進
➢ バリアフリー化に配慮した公園施設や歩道整備の実施
➢ 免許を返納した高齢者への支援の整備

※バリアフリー：「障がいがある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)する」という意味で、建物や道路などの段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも使用。

※行田市ユニバーサルデザイン指針：年齢や障がい、国籍など、あらゆる違いを越えて、行田市に暮らす人だけでなく、訪れる人も含め、すべての人が快適に暮らせるまちづくりを進めるために、平成17年3月に策定した指針。

<p>○外出支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ いきいき・元気サポート制度で、買い物や通院など、付き添い支援の実施 ➢ 乗合型AIオンデマンド交通事業の利用促進 ➢ 市内循環バスの利用促進 ➢ 買い物支援・地域の交流の場づくりとして、移動販売実施事業者による移動販売の実施
<p>○高齢者や障がい者への理解を進める機会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認知症サポーター養成講座、認知症サポーターフォローアップ研修、介護者教室、認知症カフェ、認知症を考えるフォーラムの開催
<p>○生涯学習活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公民館活動、サークルへの参加の推進
<p>○インクルーシブ教育※・インクルーシブ教育システム※の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がいのある児童とない児童が共に学び、障がいのある児童が障がいの特性に応じた包括的な教育を推進

社会福祉協議会の施策と取組

<p>○外出、買い物支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、外出支援、買い物支援サービスの充実
<p>○福祉教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 心のバリアフリーを推進するため、学校において福祉に触れる機会の提供

市民一人ひとりができること

<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所で外出が困難な人に対して、できる範囲での協力・支援を行います。 ○高齢者、障がい者のごみ捨てなどを地域で協力して支援を行います。 ○支援が必要な人に対し、地域での見守り活動を行います。 ○日頃から、声をかけあい、困ったときに助けあえるご近所づきあいをします。
--

※インクルーシブ教育：障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

※インクルーシブ教育システム:障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

第5章 地区における取組の方向性

1 小地域福祉活動の推進について

2 地区別の活動計画

忍地区

行田地区

長野地区

佐間地区

下忍地区

星河地区

星宮地区

荒木地区

須加地区

北河原地区

南河原地区

太井地区

持田地区

太田地区

埼玉地区

第6章 計画の推進

1 推進体制

(1)市の役割

(2)社会福祉協議会の役割

(3)市民の役割

(4)地域の役割

(5)支えあいネットワークづくり

2 計画の進行管理

資料編
